

事業者の皆さまへ

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく
(盛 土 規 制 法)

許 可 申 請 等 の 手 引

令 和 7 年 3 月 2 8 日 版

長 崎 県

土木部盛土対策室

1. 本手引きの目的

この手引書は、長崎県において宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）の規定に基づく盛土等に関する工事の許可申請等の手続をする場合の取り扱いを示したものです。

なお、中核市（長崎市、佐世保市）においては、独自に手引を策定している場合があるため、本手引の取扱いとは異なる部分もありますので、あらかじめ、各市にお問合わせください。

3. 適用及び運用

この手引書は、盛土規制法の規定に基づく工事に適用します。ただし、当該行為に関して他の法令による規制がある場合には、当該法令にも適合する計画としてください。

なお、本手引書の適用が困難又は不適当な場合等については、法令に定める技術的基準への適合を損なわない範囲において、本手引によらないことができます。

また、本手引に記載がない事項については、「盛土等防災マニュアルの解説」等、一般的に認められている他の技術的指針等を参考としてください。

4. 参考・引用文献

- ・宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）（令和 5 年 5 月 26 日国官参宅第 12 号）
- ・盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）
- ・盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省・農林水産省・林野庁、令和 5 年 5 月）

5. その他

本手引に記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

- ・法 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
- ・政令 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）
- ・省令 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）
- ・細則 長崎県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則
（令和 年 月 日 長崎県規則第 号）
（※細則の条番号は予定番号で記載しています）
- ・土砂災害防止法 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
（平成 12 年法律第 57 号）
- ・手数料条例 長崎県建築関係手数料条例（平成 12 年 3 月 24 日長崎県条例 16 号）
- ・施行通知 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について
（技術的助言）（令和 5 年 5 月 26 日国官参宅第 12 号）

目次

第1章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可等の概要	
1-1 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨	1
1-2 盛土等の許可・届出・検査・報告の対象行為の規模	6
1-3 許可を要する工事	7
1-4 届出を要する工事（特定盛土等規制区域における許可対象の規模未満）	11
1-5 その他届出を要する工事等（規制区域指定時の既着手工事）	12
1-6 許可及び届出を要しない工事等	13
1-7 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況	15
1-8 規制対象 確認フローチャート	16
第2章 許可申請手続きの流れ	17
第3章 許可申請手続きの概要	
3-1 許可権者	18
3-2 申請窓口及び書類提出先	18
3-3 本申請前	19
3-4 本申請について	19
3-5 許可後の工事施行について	19
第4章 工事の技術的基準及び設計者資格	21
4-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準	22
4-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準	29
4-3 資格を有する者による設計が必要となる対象工事、設計者資格	34
第5章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請等	
5-1 事前相談	35
5-2 周辺住民への事前周知	35
5-3 土地所有者等の同意	37
5-4 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書の作成	38
5-5 許可申請に必要な書類等	40
5-6 許可申請等手数料	45
5-7 標準処理期間	46
5-8 公表及び市町への通知	46
第6章 工事の許可後における留意事項	

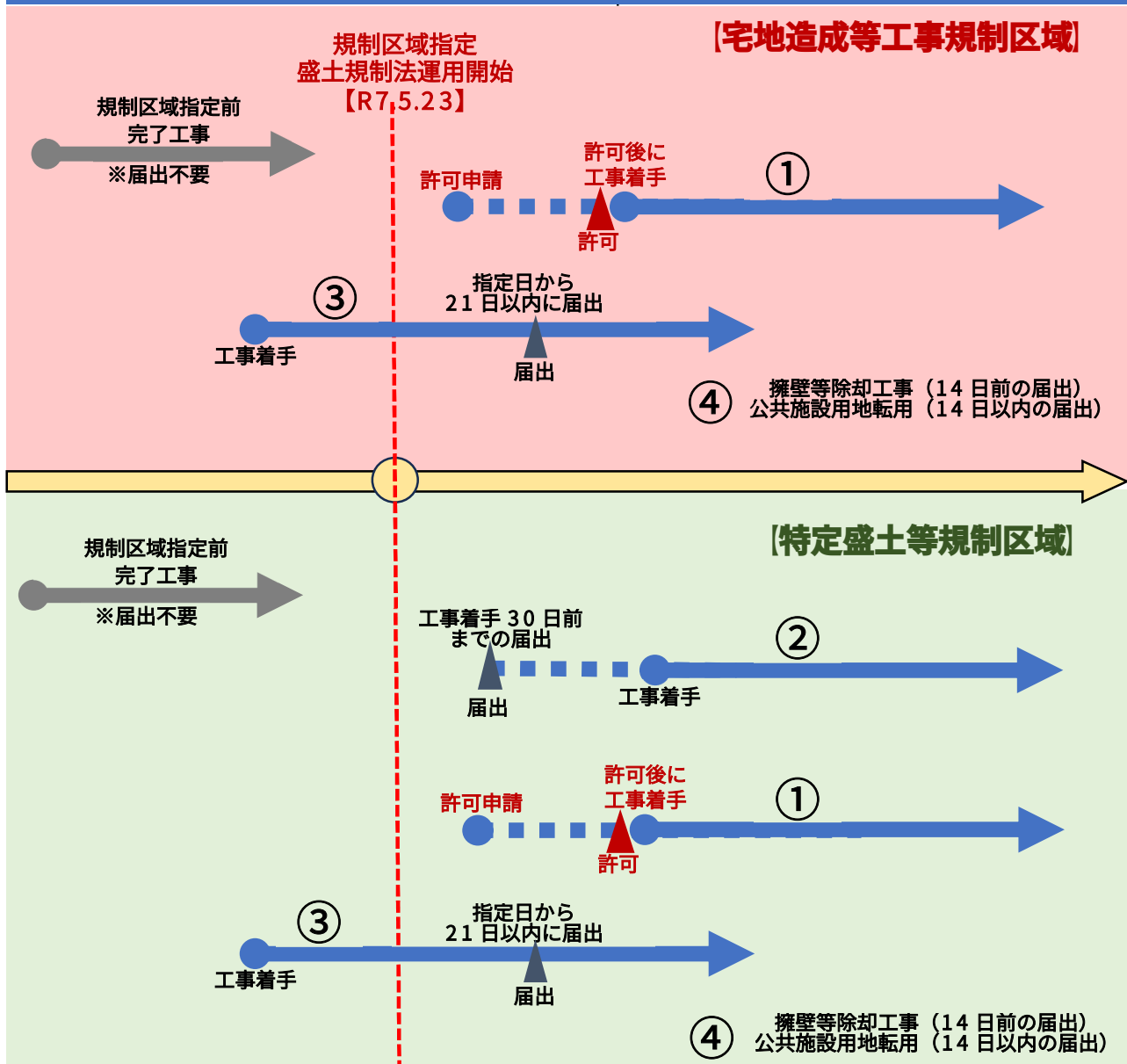
6-1 許可の条件	47
6-2 標識の掲出	47
6-3 着手届の提出	48
6-4 工事の変更許可申請	48
6-5 軽微な変更に関する届出	48
6-6 工事の中止・廃止・再開に関する届出	49
6-7 提出部数	49
第7章 検査（中間、完了）・定期報告	
7-1 検査（中間、完了）・定期報告	50
7-2-1 中間検査	50
7-2-2 中間検査手数料	51
7-3 定期報告書	51
7-4 完了検査（確認）申請	52
7-5 工区の一部完了検査	52
7-6 提出部数	52
7-7 検査・定期報告時の留意事項	53
第8章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出	
8-1 特定盛土等規制区域における工事届出の流れ	54
8-2 特定盛土等規制区域における工事に関する届出	55
8-3 標識の掲出	57
8-4 届出工事の着手届出	57
8-5 届出工事の変更届出	58
8-6 届出工事の中止・廃止・再開に関する届出	58
8-7 届出工事の完了届出	58
8-8 提出部数	59
8-9 公表及び市町への通知	59
第9章 その他届出を要する工事等	
9-1 規制区域指定の際の工事、その他の届出事務手続きの流れ	60
9-2 規制区域指定の際に既に行われている工事に関する届出	61
9-3 擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出	62
9-4 公共施設用地の転用に関する届出	62

9-5 届出工事の変更届出	63
9-6 届出工事の中止・廃止・再開に関する届出	63
9-7 届出工事の完了に関する届出	63
9-8 提出部数	64
9-9 公表及び市町への通知	64
第10章 国又は県等が行う工事における協議（許可の特例）	
10-1 国又は県等が行う工事の協議事務の流れ	65
10-2 国又は県等が行う工事における協議	66
10-3 協議書に必要な書類等	66
10-4 協議工事の変更協議	70
10-5 協議書の提出部数	70
10-6 協議工事の中間検査	70
10-7 協議工事の中止・廃止・再開に関する届出	71
10-8 協議工事の完了検査・確認申請	71
第11章 都市計画法の開発許可に係る工事の取り扱い（許可の特例）	
11-1 盛土規制法のみなし許可等扱い	72
11-2 盛土規制法の規定の適用	73
第12章 宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明書	
12-1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明書	75
第13章 省令・規則で定める様式、参考様式	
13-1 省令・規則で定める様式	76
13-2 参考様式	78
第14章 その他（土地の保全等）	
14-1 土地の保全等	79

【許可申請等の手引きの改定の履歴】

- ・ 令和 7 年 3 月 2 8 日版 . . . 当初制定版

■規制区域指定に係る許可・届出の本手続きの説明箇所



- ① 許可手続き（規制区域指定日以降の工事着手）
→ 第1章（1-3）、第2章～7章
- ② 届出（規制区域指定後に着手する許可対象未満の工事【特盛区域のみ】）
→ 第1章（1-4）、第8章
- ③ 届出（規制区域指定日に現に工事中の工事）【宅造区域、特盛区域】
→ 第1章（1-5）、第9章（9-1、9-4～7）
- ④ その他の届出
→ 第9章（9-2、9-3）

第1章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可等の概要

1-1 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨

「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）は盛土等に伴う災害から人命を守るため、規制区域（※）内における宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を許可制（一部届出制）として危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、国民の生命及び財産を保護することを目的として定められています。

（※）規制区域：宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域

なお、本手引き内の用語の定義は、以下のとおりです。

【用語の定義】〔法第2条、10条、13条、26条〕〔政令第1条、3条、4条、6条〕

用 語	定 義
宅 地	次に掲げる土地以外の土地 （農地、採草放牧地、森林、道路、公園、河川、政令第2条及び省令第1条各項で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地）
農 地 等	農地、採草放牧地及び森林をいいます。
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令第3条に定めるもの 【政令第3条】①盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行う場合、当該盛土及び切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるときの当該盛土及び切土 ④上記の①、③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの（崖を生じないもの） ⑤上記の①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が500m ² を超えるもの
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令第3条で定めるもの 【政令第3条】上記の「宅地造成」欄参照 （※なお、宅地造成も「宅地において行う盛土その他の土地の形質の変更」に該当し、特定盛土等に包含されることとなります。）
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第4条で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除去するものに限る。） 【政令第4条】①高さが2mを超える土石の堆積 ②上記の①に該当しない土石の堆積で、当該土石の堆積を行う土地の面積が500m ² を超えるもの
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をまとめて表す際に使用
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの
宅地造成等工事規制区域	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の工事により、災害が生ずるおそれの大きい市街地や集落、その周辺の区域にあって、当該行為を規制する必要があるとして、指定した区域
特定盛土等規制区域	宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であって、地形等の自然的条件等からみて、当該区域の特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害により市街地等の人家等に危害を生ずるおそれ大きいと認めるものとして、指定した区域
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設で崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして省令第11条で定めるもの）、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留 【省令第11条】鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設

○盛土規制法における「宅地」の定義は、以下の図1-1-1に示すとおりです。

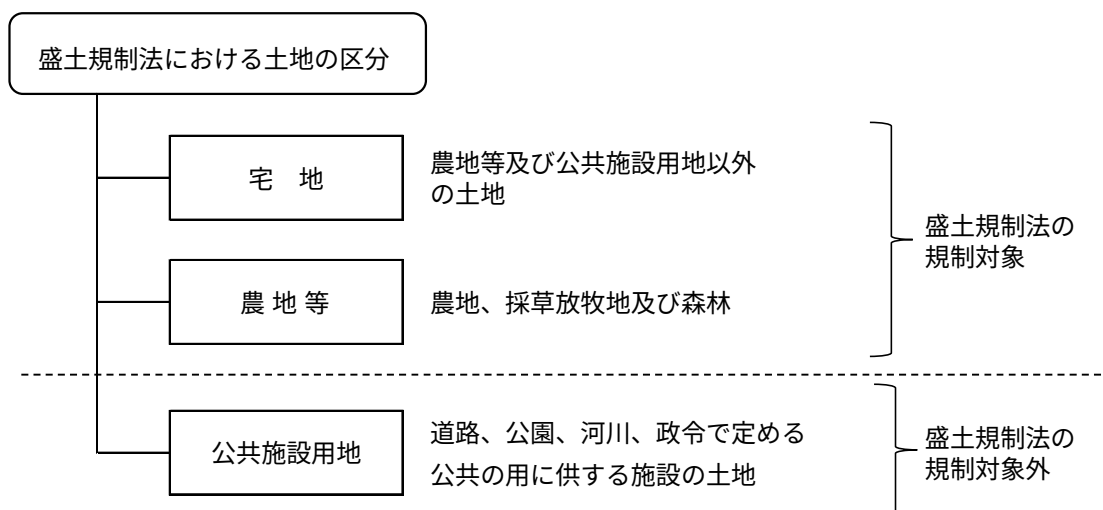


図1-1-1 盛土規制法における土地の区分

○盛土規制法における「宅地造成」、「特定盛土等」及び「土地の形質変更」の定義は、図1-1-2、図1-1-3に示すとおりです。

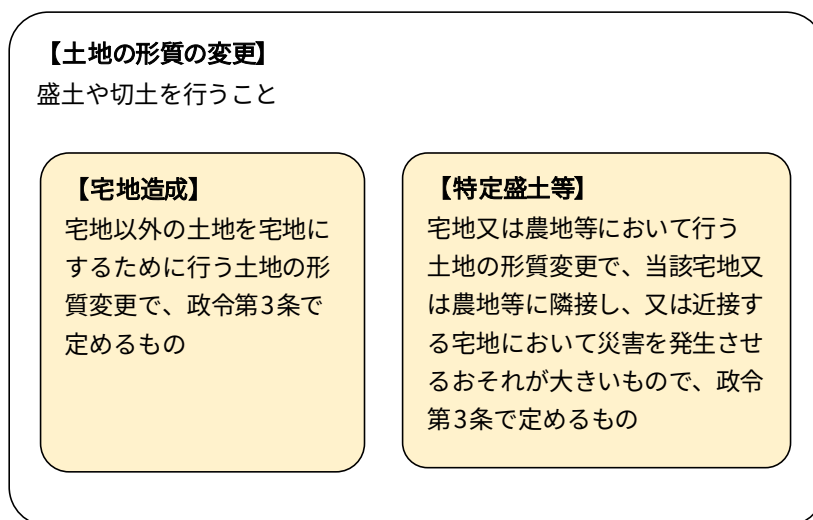


図1-1-2 土地の形質変更の定義

○法第2条第2号（宅地造成）及び第3号（特定盛土等）の規定による、政令第3条に定める「土地の形質変更」の定義は、以下の①～⑤のとおりです

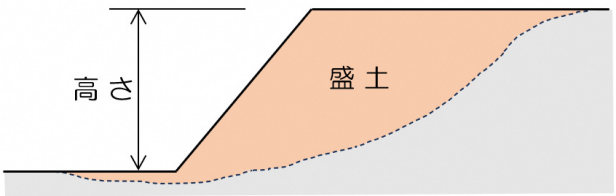
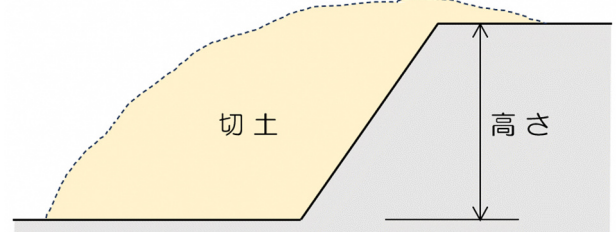
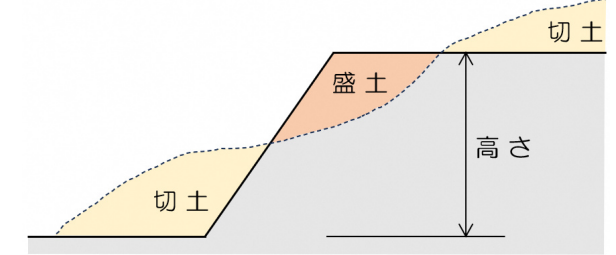
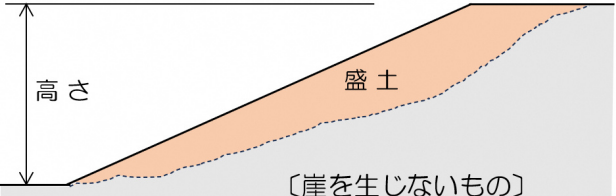
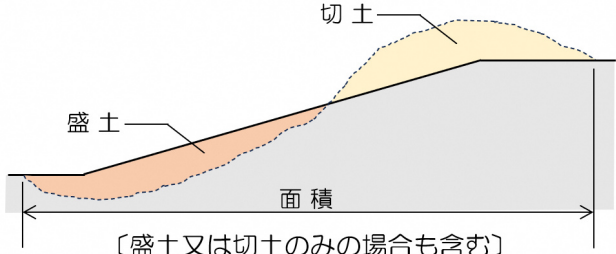
① 盛土であって、当該盛土の土地の高さが1m超の崖（※）を生ずるもの	
② 切土であって、当該切土の土地で高さが2m超の崖（※）を生ずるもの	
③ 盛土と切土を同時に行う場合で、当該盛土及び切土部分の高さが2m超の崖（※）を生ずるもの（①、②を除く）	
④ 盛土で、高さが2m超となるもの（①、③を除く）	
⑤ 盛土又は切土をする場合で、当該土地の面積が500m²超となるもの（①～④を除く）	

図1-1-3 土地の形質変更の定義（政令第3条）

（※）「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいいます。

なお、崖の途中に小段等の水平面があり、崖が分離されている場合であっても、一体の崖とみなすことがあります。（図1-1-4参照）

[分離された崖の考え方]

① 一体の崖とみなすケース (図1-1-4)

下層の崖面の下端からの 30° を示す線分 AB よりも上層の崖面の下端 P が上方にある場合。

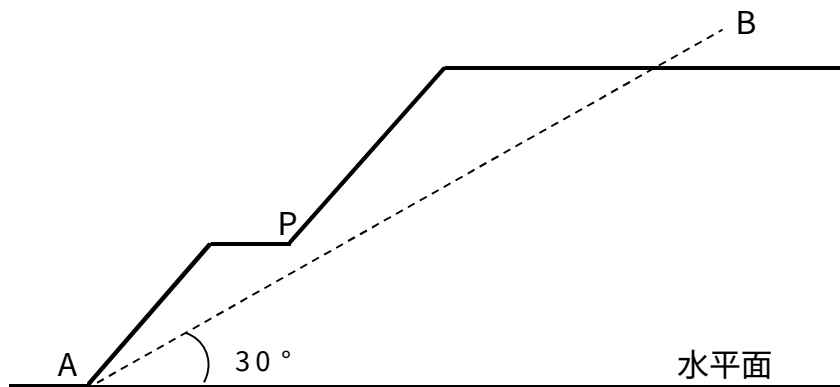


図1-1-4 一体の崖とみなすケース

② 別の崖とみなすケース (図1-1-5)

下層の崖面の下端からの 30° を示す線分 AB よりも上層の崖面の下端 P が下方にある場合。

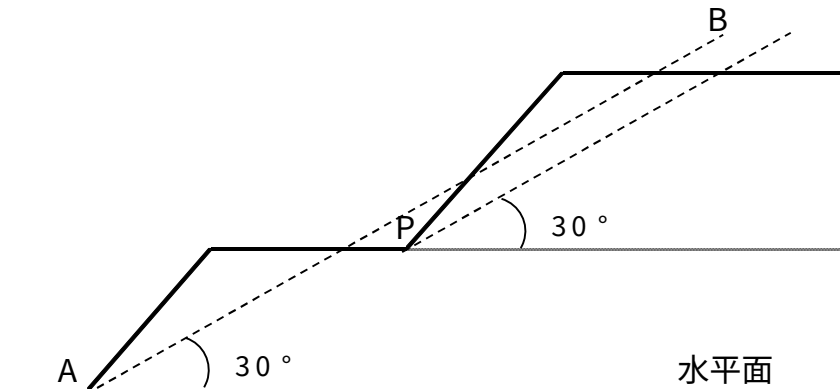


図1-1-5 別の崖とみなすケース

○法第2条第4号の規定による、政令第4条に定める「土石の堆積」の定義は、図1-1-6に示すとおりです。（一定期間の経過後に当該土石を除去するものに限りです。）

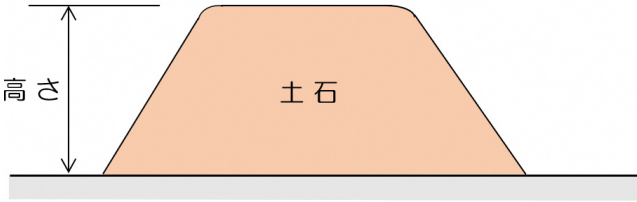
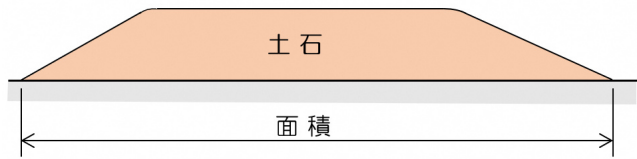
① 最大時に堆積する高さが2m超となる土石の堆積	
② ①に該当しない土石の堆積であって、土石の堆積の土地の面積が500m²超となるもの	

図1-1-6 土石の堆積の定義（政令第4条）

- ・土石の堆積における土石とは、「土砂」若しくは「岩石」又はこれらの混合物のことを言います。
- ・盛土規制法においては、植物遺骸由来の有機物や改良材を含む土砂、土石と同様の性状にした建設副産物も土石として取り扱います。
- ・土石の堆積は、一定期間（※）を経過した後に除却することを前提とした行為であり、ストックヤードにおける土石の堆積、工事現場外における建設発生土や盛土材料の仮置き、土石に該当する製品等の堆積等が該当します。（※土石の堆積期間は最大5年です。）
- ・残土の埋立てなど、除却を前提としない堆積については、土地の形質変更として取り扱います。

※土石の堆積については、「4-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準」の【土石の堆積の考え方】も参照下さい

1-2 盛土等の許可・届出・検査・報告の対象行為の規模

「土地の形質の変更（盛土・切土）」、「土石の堆積」のうち、各規制区域内における許可・届出・検査・報告の対象となる工事規模の概要は以下の表のとおりです。

【規制区域指定日以降に着手する工事で、許可又は届出対象の工事】（表1-2-1）

本手引き参照先		・1章（1-4 届出を要する工事） ・8章	・1章（1-3 許可を要する工事） ・第2章～第6章	・7章 検査（中間、完了）・定期報告		
区域	行為	届出 〔法第27条第1項〕	許可 〔法第12条第1項〕 〔法第30条第1項〕	中間検査 〔法第18条・37条〕	定期報告 〔法第19条・38条〕	完了検査 〔法第17条・36条〕
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 （盛土・切土）	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ2m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超（①、③を除く） ⑤盛土または切土の面積500m ² 超（※）（①～④を除く）	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000m ² 超（①～④を除く）	同 左	許可対象すべて
	土石の堆積 一時的な	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300m ² 超 ②堆積の面積500m ² 超（※）	—	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500m ² 超 ②堆積の面積3,000m ² 超	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 （盛土・切土）	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ2m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超（①、③を除く） ⑤盛土または切土の面積500m ² 超（※）（①～④を除く）	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土または切土の面積3,000m ² 超（※）（①～④を除く）	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	土石の堆積 一時的な	①堆積の高さ2m超かつ面積300m ² 超 ②堆積の面積500m ² 超（※）	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500m ² 超 ②堆積の面積3,000m ² 超（※）	—	許可対象すべて	許可対象すべて

【規制区域指定の際に、既に工事着手している届出対象の工事】（表1-2-2）

本手引き参照先		・1章（1-5 その他届出を要する工事等） ・9章 その他届出を要する工事等
区域	行為	届出 〔法第21条第1項・法第40条第1項〕
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 （盛土・切土）	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ2m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超（①、③を除く） ⑤盛土または切土の面積500m ² 超（①～④を除く）（※）
特定盛土等規制区域	一時的な土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300m ² 超 ②堆積の面積500m ² 超（※）

（※）：標高の差が50cm（県規則で定めた数値）を超えるものに限り、1章（1-3）、（1-4）、（1-5）を参照下さい。

（参考）上記の二つの表で、同色のセル同士は、工事規模が同じです。

1-3 許可を要する工事

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、下表の規模の工事を行う場合には、法第12条第1項又は第30条第1項に基づき、長崎県知事の許可が必要となります。

ただし、特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、「1-3 許可を要する工事」の規模に該当しない場合で、「1-4 届出を要する工事（特定盛土等規制区域における許可対象の規模未満）」の規模に場合する場合は、届出が必要となります。

※※具体的な許可申請手続きは、第5章を参照ください。

→「第5章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等」

【許可を要する工事】〔政令第3条、4条、23条、25条、28条〕〔省令第8条〕

区 域	行 為	規 模
宅地造成等 工事規制区 域	土地の形質の 変更 (宅地造成) (特定盛土等)	①盛土で、高さが 1mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが 2mを超える崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行う場合、当該盛土及び切土と合わせて 高さが 2mを超える崖を生ずるときの当該盛土及び切土 ④上記の①、③に該当しない盛土で、高さが 2mを超えるもの (崖を生じないもの) ⑤上記の①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切 土をする土地の面積が 500m ² を超えるもの(※高さが 2m 以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差 が 50cm を超えるものに限る)
	土石の堆積 (注1)	①高さが 2mを超える土石の堆積(※当該土石の堆積を行う土 地の面積が 300m ² を超えるものに限る) ②上記の①に該当しない土石の堆積で、当該土石の堆積を行う 土地の面積が 500m ² を超えるもの(※土地の地盤面の標高 と土石の堆積の標高との差が 50cm を超えるものに限る)
特定盛土等 規制区域	土地の形質の 変更 (特定盛土等) (注2)	①盛土で、高さが 2mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが 5mを超える崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行う場合、当該盛土及び切土と合わせて 高さが 5mを超える崖を生ずるときの当該盛土及び切土 ④上記の①、③に該当しない盛土で、崖を生じない高さが 5m を超えるもの ⑤上記の①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切 土をする土地の面積が 3,000m ² を超えるもの(※高さが 2 m 以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の 差が 50cm を超えるものに限る)
	土石の堆積 (注1)	①高さが 5mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を 行う土地の面積が 1,500m ² を超えるもの ②上記の①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積 を行う土地の面積が 3,000m ² を超えるもの(※土地の地盤 面の標高と土石の堆積の標高との差が 50cm を超えるもの に限る)

(注1) 土石の堆積の許可期間は5年以内となります。

(注2) 「特定盛土等」は宅地造成を包含するものであり、宅地造成も規制対象となります。

・表中、(※) 書きは、省令第8条9号、10号口に規定する「災害の発生のおそれがないと認められる工事」を示し、標高の差の 50cm は県の細則で別途定めた数値です。(「図1-3-2 標高の差 50cm 以下の盛土等の考え方」、「1-6 許可及び届出を要しない工事等」を参照下さい。)

【許可が必要となる工事の規模・イメージ図】

【図1-3-1】

	規制区域別の許可が必要となる行為		イメージ図
	宅地造成等工事 規制区域	特定盛土等 規制区域	
土地の形質の変更（宅地造成・特定盛土等）	① 盛土で、当該盛土の土地の高さが1m超の崖を生ずるもの	① 盛土で、当該盛土の土地の高さが2m超【1m超】の崖を生ずるもの	
	② 切土で、当該切土の土地で高さが2m超の崖を生ずるもの	② 切土で、当該切土の土地で高さが5m超【2m超】の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行う場合で、当該盛土及び切土部分の高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	③ 盛土と切土を同時に行う場合で、当該盛土及び切土部分の高さが5m超【2m超】の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
	④ 盛土で、高さが2m超となるもの（①、③を除く）	④ 盛土で、高さが5m超【2m超】となるもの（①、③を除く）	
	⑤ 盛土又は切土をする場合で、当該土地の面積が500m ² 超となるもの（①～④を除く） ※高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超えないものを除く【図1-3-2参照】	⑤ 盛土又は切土をする場合で、当該土地の面積が3,000m ² 超【500m ² 超】となるもの（①～④を除く）	
一時的な土石堆積	① 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300m ² 超となる土石の堆積 ※当該土石の堆積を行う土地の面積が300m ² を超えないものを除く	① 最大時に堆積する高さが5m超【2m超】かつ面積が1,500m ² 超【300m ² 超】となる土石の堆積	
	② ①に該当しないもので、最大時に堆積する面積が500m ² 超となる土石の堆積 ※高さが2m以下で、土地の地盤面の標高と土石の堆積の標高との差が50cmを超えないものを除く	② ①に該当しないもので、最大時に堆積する面積が3,000m ² 超【500m ² 超】となる土石の堆積	

・【 】内の数値は、特定盛土等規制区域における届出の規模要件（「1-4届出を要する工事（特定盛土等規制区域における許可対象の規模未満）」を参照）

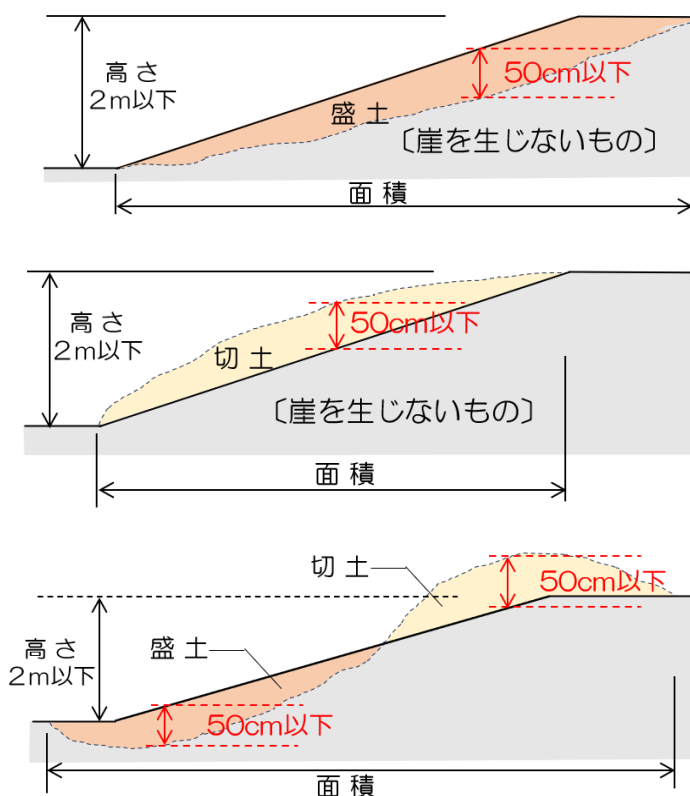
・表中、（※）書きは、省令第8条9号、10号口に規定する「災害の発生のおそれがないと認められる工事」を示し、標高の差の50cmは県の細則で別途定めた数値です。（「図1-3-2 標高の差50cm以下の盛土等の考え方」、「図1-3-3 標高の差50cm以下の土石の堆積の考え方」、「1-6 許可及び届出を要しない工事等」を参照下さい。）

○災害の発生のおそれのないと認められる工事（許可不要工事）

〔省令第8条9号・10号〕

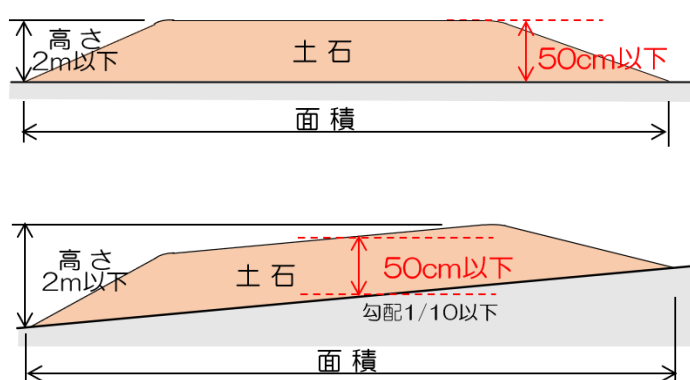
※許可不要工事となる「災害の発生のおそれのないと認められる工事」は、以下の工事の内容になります。

- ・土地の形質の変更【図1-3-1】の⑤の、「高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超えないもの」とは、右の【図1-3-2】のような盛土等の高さが2m以下であり、盛土等を行う全域において、**標高の差**が50cm以下である状態のものをいいます。
（「**標高の差**」とは、同一位置における盛土等を行う前後の標高差をいう。）（以下、同じ）



【図1-3-2 標高の差50cm以下の盛土等の考え方】

- ・一時的な土石の堆積【図1-3-1】の②の、「高さが2m以下で、土地の地盤面の標高と土石の堆積の標高との差が50cmを超えないもの」とは、右の【図1-3-3】のような土石の堆積の高さが2m以下であり、土石の堆積を行う全域において、**標高の差**が50cm以下である状態のものをいいます。

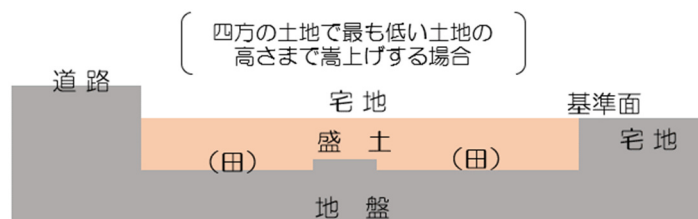


【図1-3-3 標高の差50cm以下の土石の堆積の考え方】

○窪地における盛土の規制の考え方

四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦になる場合や、平坦な面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合は、規制対象とはならないものと扱います。

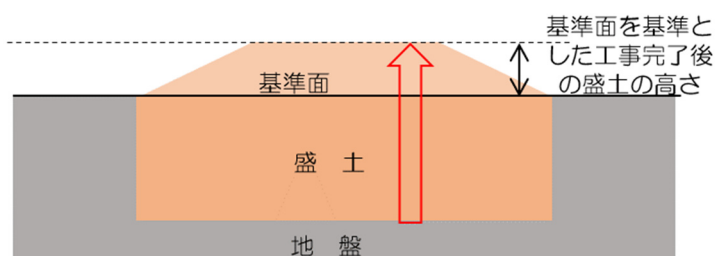
【窪地を四方の土地の高さに合わせて嵩上げするケース】
(規制対象とはならないもの)



【図1-3-4 窪地を嵩上げするケース1】

【窪地を四方の土地より少し高く盛土する場合】

(窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行って平坦にした面(基準面)を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合、許可等は不要と扱います。)



【図1-3-5 窪地を嵩上げするケース2】

1-4 届出を要する工事（特定盛土等規制区域における許可対象の規模未満）

特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、下表の規模の工事を行う場合には、**法第27条第1項**に基づき、当該工事に着手する **30 日前まで**に、長崎県知事へ届出を行う必要があります。

ただし、「1-3 許可を要する工事」に該当する場合は、許可申請が必要となります。

※※具体的な届出の手続きは、第8章を参照ください。

→「第8章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出」

【届出を要する工事】〔法第27条第1項、政令第5条・27条、省令第8条〕

区 域	行 為	規 模
特定盛土等 規制区域	特定盛土等	①盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行う場合、当該盛土及び切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるときの当該盛土及び切土 ④上記の①、③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの（崖を生じないもの） ⑤上記の①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が500m ² を超えるもの （※高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 50cm を超えるものに限る）
	土石の堆積	①高さが2mを超える土石の堆積（当該土石の堆積を行う土地の面積が300m ² を超えるものに限る） ②上記の①に該当しない土石の堆積で、当該土石の堆積を行う土地の面積が500m ² を超えるもの （※高さが2m以下であって、土地の地盤面の標高と土石の堆積の標高との差が 50cm を超えるものに限る）

- ・表中、（※）書きは、省令第8条9号、10号に規定する「災害の発生のおそれがないと認められる工事」を示し、標高の差の**50cm**は県の細則で別途定めた数値です。（「図1-3-2 標高の差50cm以下の盛土等の考え方」、「図1-3-3 標高の差50cm以下の土石の堆積の考え方」、「1-6 許可及び届出を要しない工事等」を参照下さい。）

○上記の届出工事について、以下の手続き等が必要になります。第8章を参照下さい。

- ・8-2 標識の掲出
- ・8-3 届出工事の着手届出
- ・8-4 届出工事の変更届出 （該当する場合）
- ・8-5 届出工事の中止・廃止・再開に関する届出
- ・8-6 届出工事の完了に関する届出

1-5 その他届出を要する工事等（規制区域指定時の既着手工事）

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域内において、規制区域指定の際に既に行われている工事又は擁壁の撤去等の工事を行う場合は、法第21条（第1項、第3項及び第4項）又は法第40条（第1項、第3項及び第4項）に基づき、長崎県知事へ届出を行う必要があります。

※※具体的な手続きは、第9章を参照ください。

→「第9章 その他届出を要する工事等」

【届出を要する工事】〔法第21条・第40条、政令第26条〕

対象となる工事等	規 模	届 出 期 限
規制区域指定の際に既に行われている工事（注） （第1項）	1-3の許可、または1-4の届出を要する工事 【宅地造成、特定盛土等】 ＜土地の形質の変更（盛土・切土）＞ ①盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行う場合、当該盛土及び切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるときの当該盛土及び切土 ④上記の①、③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの（崖を生じないもの） ⑤上記の①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が500m ² を超えるもの（※高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超えるものに限る） 【土石の堆積】 ①高さが2mを超える土石の堆積（当該土石の堆積を行う土地の面積が300m ² を超えるものに限る） ②上記の①に該当しない土石の堆積で、当該土石の堆積を行う土地の面積が500m ² を超えるもの（※高さが2m以下であって、土地の地盤面の標高と土石の堆積の標高との差が50cmを超えるものに限る）	区域指定があった日から21日以内
擁壁等の全部又は一部の除去工事（第3項）	擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事	当該工事に着手する日の14日前まで
公共施設用地の転用（第4項）	公共施設用地を宅地又は農地に転用したとき	転用した日から14日以内

（注）「既に行われている工事」とは、工事に伴う請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の購入の段階ではなく、実際に工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更又は土石の堆積が行われている段階を言います。

- ・表中、（※）書きは、省令第8条9号、10号に規定する「災害の発生のおそれがないと認められる工事」を示し、標高の差の50cmは県の細則で別途定めた数値です。（「図1-3-2 標高の差50cm以下の盛土等の考え方」、「図1-3-3 標高の差50cm以下の土石の堆積の考え方」、「1-6 許可及び届出を要しない工事等」を参照下さい。）。

○上記の届出工事について、以下の手続き等が必要になります。第9章を参照下さい。

- ・9-4 工事の変更届出（該当する場合）
- ・9-5 工事の中止・廃止・再開に関する届出
- ・9-6 工事の完了に関する届出

1-6 許可及び届出を要しない工事等

下表に記載する工事については、法令による許可及び届出を必要としません。

ただし、土地所有者、管理者又は占有者には土地の保全努力義務が課せられ、盛土等による災害の発生のおそれがある場合には改善命令の対象となります。（法第22条、第23条）

【許可及び届出を要しない工事】

区 分	定 義
公共施設用地（注1） 【規制対象外】 （法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項）	・道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、 ・雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、 ・国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生のおそれがないと認められる工事等 【許可不要工事】 （法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号） 省令第8条第9号 省令第8条第10号イ 口 ハ	・鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） ・採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水排水施設の新設等）等 ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・高さ2m以下かつ面積500m²超の盛土又は切土（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが50cmを超えないものを行う工事（注2） ・高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300m²を超えないもの ・高さが2m以下で面積が500m²を超える土石の堆積であって、当該土石の堆積をする厚さが50cmを超えないもの（注2） ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積（注3）であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（注4）又はその付近（注5）に堆積するもの（注6）
みなし許可となる工事（法第15条各項、法第34条各項）	・国または都道府県、指定都市もしくは中核市と許可権者の協議が成立した工事 ・都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる工事
その他法の対象外となる行為	・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（注7）（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が所定の数値を超えないもの）

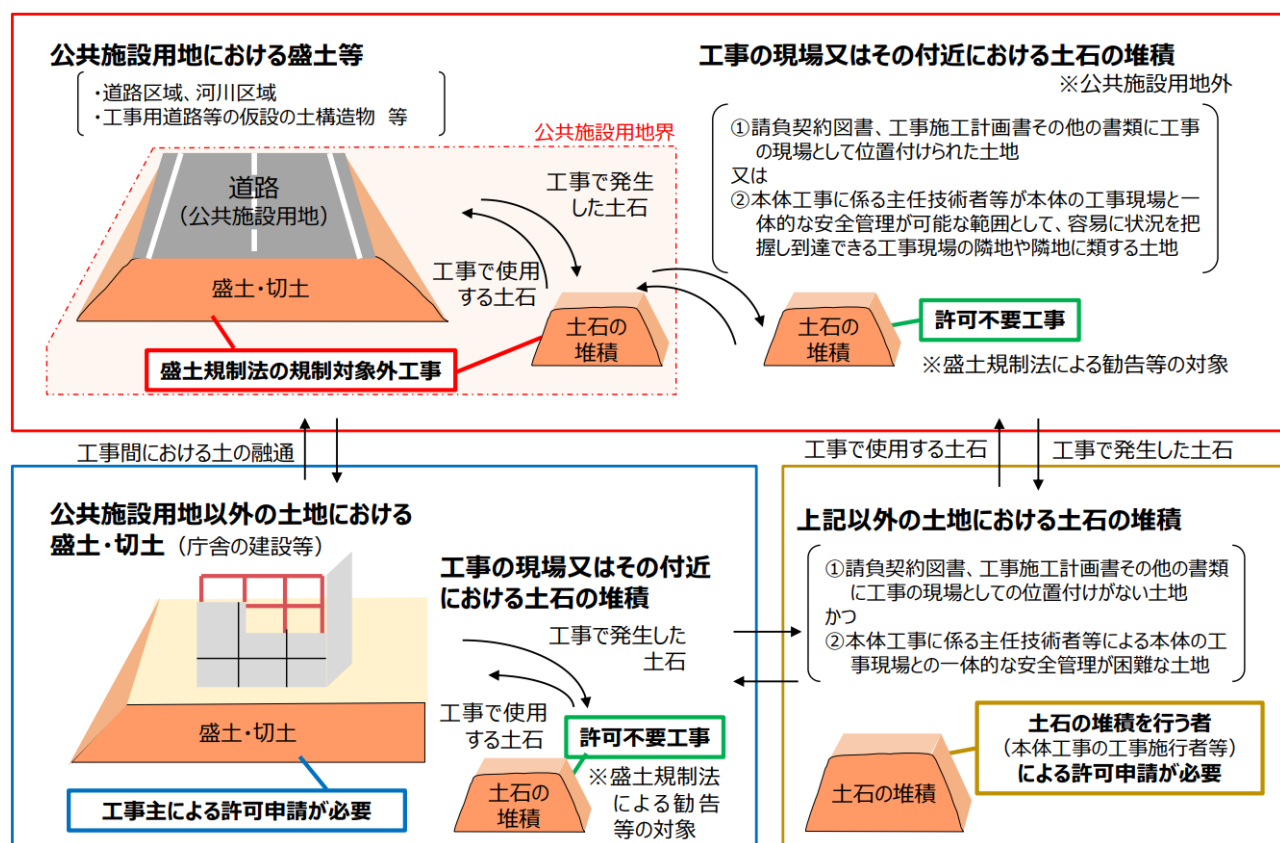
注1：ただし、公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う工事は、許可申請や届出が必要となります。

注2：標高の差の50cmは県の細則で別途定めた数値です。

（「図1-3-2 標高の差50cm以下の盛土等の考え方」、「図1-3-3 標高の差50cm以下の土石の堆積の考え方」を参照下さい。）

- 注3：「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。
- 注4：「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱います。
- 注5：「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。
- 注6：工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。
- 注7：営農行為の範疇に含まれるか否かについては、所在地の農地担当部局（各市町の農業委員会事務局等）に対して許可申請前に相談を行ってください。

○公共施設用地・公共施設用地以外の土地における土石の堆積



【出典：国土交通省資料】

1-7 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況

長崎県内（長崎市、佐世保市を除く）における宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況は下表のとおりです。

なお、県内の規制区域図（案）は、長崎県盛土対策室のホームページで公表しています。

○長崎県「盛土規制法の規制区域について」

右上、[組織で探す](#)

→土木部の中の[盛土対策室](#)

→業務内容の中の[盛土規制法に基づく規制区域](#)

→[基礎調査結果（規制区域（案））の公表](#)

[基礎調査結果（規制区域（案））の公表 | 長崎県](#)



【県盛土対策室QRコード】

長崎市、佐世保市を含む県内の21市町について、令和7年5月23日に規制区域を指定し、盛土規制法の運用を開始します。

【規制区域の指定状況】

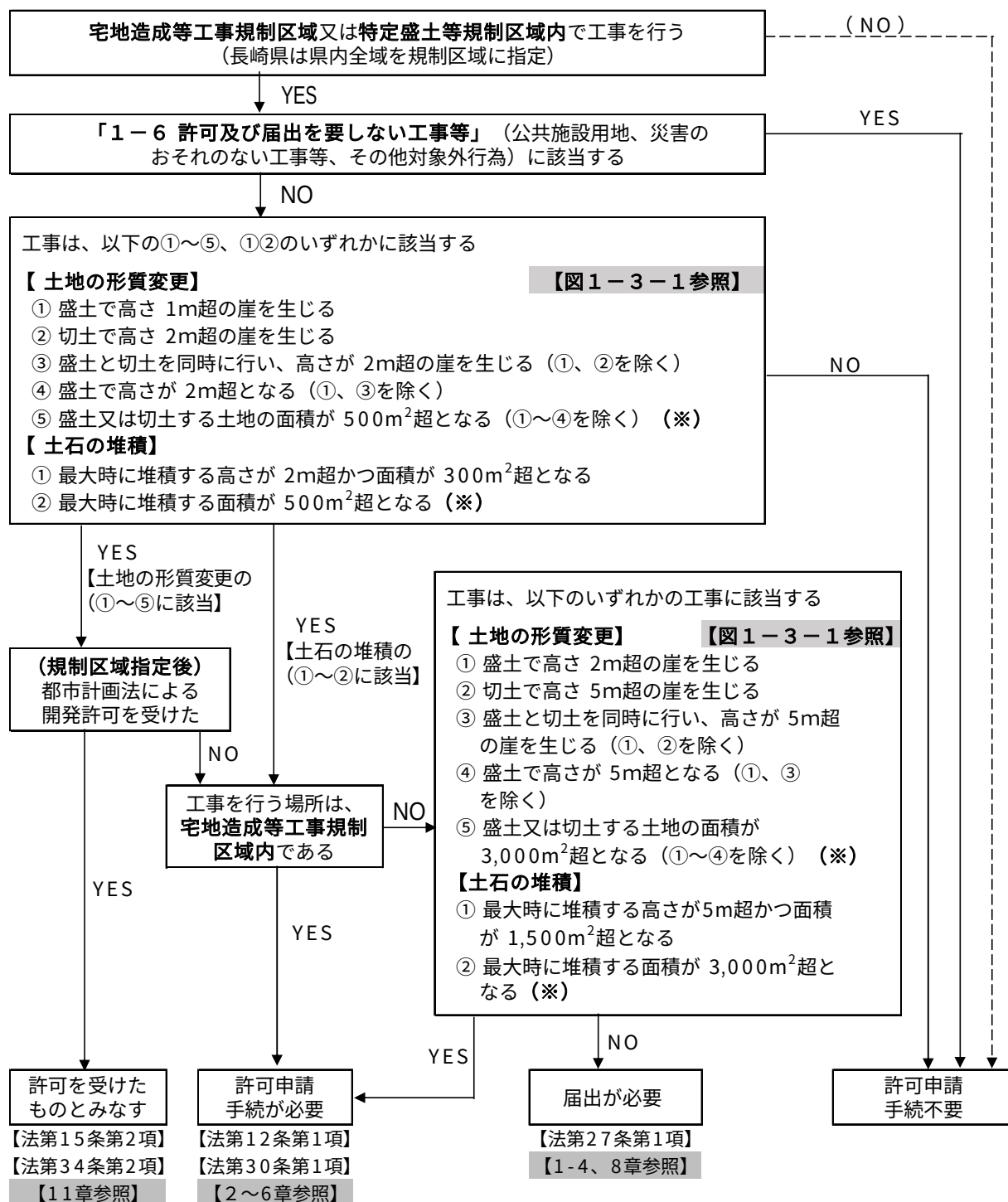
市 町 名	宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域		
	告 示 日	告 示 番 号	施 行 日
長崎市	(注1)	(注1)	令和7年5月23日
佐世保市	(注1)	(注1)	令和7年5月23日
島原市、諫早市、大村市、平戸市、 松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、 西海市、雲仙市、南島原市、 長与町、時津町、東彼杵町、 川棚町、波佐見待町、小値賀町、 佐々町、新上五島町 (11市8町)	令和7年5月23日	長崎県告示 号	令和7年5月23日

(注1) 長崎市、佐世保市は、各市において指定が行われますので、詳細は各市にご確認ください。

なお、指定されるまでは、旧法（宅地造成等規制法）による規制が適用されます。

1-8 規制対象 確認フローチャート

- 「宅地造成等工事規制区域」・「特定盛土等規制区域」の指定状況を確認します。
→規制区域の種別、工事規模（切土及び盛土高さ・面積など）を確認します。
- 以下のフローにより、計画の工事が許可申請の対象となるかを確認して下さい。



(※) 標高の差が50cm以下(高さの規定あり)の場合、「災害の発生のおそれがないと認められる工事」として、許可や届出が不要になります。(「図1-3-2 標高の差50cm以下の盛土等の考え方」、「図1-3-3 標高の差50cm以下の土石の堆積の考え方」、「1-6 許可及び届出を要しない工事等」を参照下さい。)

図1-8 盛土規制法に基づく許可の要否判定フロー

第2章 許可申請手続きの流れ

事前相談から許可～検査済証交付までの流れは下表のとおりです。

【申請手続きの流れ】

	申請者（工事主）	県（長崎市・佐世保市）	備 考
事前相談	※ 事前相談書提出（任意） 事前相談回答書受領	事前相談書受理 ↓ 内容確認 ↓ 事前相談回答書送付	※ 参考様式
本申請前	※ ・土地所有者等の同意 ・周辺住民への周知 他		※ 許可申請に必要な書類、図面等一式
本申請	※ 許可申請書（法12条・30条） （正本1部、副本1部：申請手数料） ・補正依頼受理 ・書類補正 許可証・副本受領	許可申請書收受 ↓ 本審査 ↓ ・補正依頼 ・補正書類受領 ↓ 許可・許可証交付 （副本返却）	※ 面積等に応じ 申請手数料 が必要（以下、変更許可、中間検査も同様） [法12条4項・30条4項] 許可事項HP公表 市町へ通知
工事施行	※ 標識の設置（法49条） ↓ ※ 工事着手届（細則） ↓ ※ 定期報告書（法19条・38条） （3ヵ月毎の報告） ※ 変更許可申請書 （法16条1項・35条1項） ※ 軽微な変更届出 （法16条2項・35条2項） ↓ ※ 中間検査申請書（法18条・37条） （正本1部、副本1部：申請手数料） ↓ ※ 中間検査合格証受領 ↓ ※ 完了検査申請書（法17条・36条） ↓ ※ 検査済証受領	工事着手届出受理 ↓ 定期報告書受理 ↓ 申請書処理 ↓ 変更届出受理 ↓ 中間検査申請書受理 （特定工程の検査実施） ↓ 中間検査合格証交付 ↓ 完了検査申請書受領 （完了検査実施） ↓ 検査済証交付	※ 掲載事項は省令による ※ 細則様式 ※ 定期報告対象規模に限る。 ※ 該当がある場合 ※ 該当ある場合 ※ 特定工程がある一定規模以上の宅地造成・特定盛土等に限る。 ※ 合格証受領後でないとい次工程の工事着手不可 ※ 土石の堆積では「検査」を「確認」に読み替える。 ※ 工区分けの場合、工区毎の完了検査手続きも可能

第3章 許可申請手続きの概要

3-1 許可権者

【法第12条、第30条に基づく許可権者】

- ・長崎市及び佐世保市を除く県毎内域（19市町）：長崎県知事
- ・長崎市内全域：長崎市長
- ・佐世保市内：佐世保市長

3-2 申請窓口及び書類提出先

本手引きに掲載する各種許可申請、届出等の提出先は下表のとおりです。

【許可申請、中間検査申請、完了検査申請、届出、定期報告】

土地が所在する市町	申請窓口・書類提出先
島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見待町、小値賀町、佐々町、新上五島町（長崎市、佐世保市を除く19市町）	長崎県 土木部 盛土対策室 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 県庁舎6階 電話番号 095-894-3133

※申請窓口、許可担当部署は今後変更となる場合があります。

※中核市（長崎市、佐世保市）については、各市へお問い合わせください。

○長崎市の区域：長崎市 建築指導課 095-829-1176

○佐世保市の区域：佐世保市 建築指導課 0956-24-1111（2848）

【諫早市内の開発許可に係る工事について】

都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発許可を受けた宅地造成等に係る工事（盛土規制法の許可手続きが必要な工事規模に限る。）については、盛土規制法のみなし許可扱い（※1）となります。

県の特例条例（※2）により諫早市内の開発許可の権限を受けている諫早市については、同条例により、盛土規制法の以下の手続きも諫早市（開発支援課）が権限を受けることとなっています。

諫早市内の開発許可によるみなし許可扱いの工事における盛土規制法の手続き	申請窓口・書類提出先
中間検査申請 定期報告 その他、みなし許可に係る関連事務	諫早市建設部開発支援課 （開発許可所管部局） 〒854-8601 諫早市東小路7-1 電話番号 0957-22-1500（代）

※1：みなし許可扱い：「第11章都市計画法の開発許可に係る工事の取り扱い（許可の特例）」を参照下さい。

※2：特例条例：長崎県の事務処理の特例に関する条例

3-3 本申請前について

① 事前相談

必要により、事前相談が可能です。

参照先：「5-1 事前相談」

② 周辺住民への事前周知

工事主は、工事を行う土地の周辺住民に対し、工事内容を事前に周知する必要があります。

参照先：「5-2 周辺住民への事前周知」

③ 土地所有者等の同意

許可基準として、工事の土地の区域内の全ての土地についての、所有権等の全ての同意が必要です。

参照先：「5-3 土地の所有者等の同意」

④ 許可申請書の作成

許可申請書については、上記②③の他、必要となる書類等を作成をお願いします。

参照先：「5-4 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書の作成」

参照先：「5-5 許可申請に必要な書類等」

3-4 本申請について

① 許可申請等手数料

許可申請にあたっては、申請手数料が必要です。盛土又は切土をする土地の面積に応じた手数料を条例で定めています。

参照先：「5-6 許可申請等手数料」

3-5 許可後の工事施行について

① 標識の掲出

工事主は、当該許可に係る土地の見やすい場所に、所定の事項を記載した標識を掲げる必要があります。

参照先：「6-2 標識の掲出」

② 着手届の提出

工事主は、当該許可に係る工事に着手したときは、すみやかに長崎県知事へ届け出る必要があります。（県細則）

参照先：「6-3 着手届出の提出」

参照先：「6-7 提出部数」

③ 定期報告書

許可を受けた者は、当該工事が完了するまでの間、工事の着手後 3ヵ月ごとに、その工事の実施状況等について、長崎県知事あてに定期報告を行う必要があります。

参照先：「7-3 定期報告」

参照先：「7-5 提出部数」

④ 工事の変更許可申請

許可を受けた者は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとするときは、長崎県知事の変更許可が必要となります。なお、変更許可申請にあたっては、所定の手数料の納付が必要となります。

参照先：「6-4 工事の変更許可申請」

参照先：「5-6 許可申請等手数料」

参照先：「6-7 提出部数」

⑤ 軽微な変更に関する届出

許可を受けた者は、当該許可に係る工事で、軽微な変更をしようとするときは、すみや

かに長崎県知事へ届け出る必要があります。

参照先：「6-5 軽微な変更に関する届出」

参照先：「6-7 提出部数」

⑥ 中間検査

許可を受けた者は、盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事（特定工程）を行った段階で中間検査申請を行い、当該工程に関する中間検査を受ける必要があります。

参照先：「7-2-1 中間検査」

参照先：「7-5 提出部数」

⑦ 完了検査・確認申請

許可を受けた者は、許可に係る工事の完了後、完了検査申請（土石の堆積の場合は確認申請）を行い、許可権者による完了検査（土石の堆積の場合は確認）を受ける必要があります。

参照先：「7-4 完了（確認）申請」

参照先：「7-5 提出部数」

第4章 工事の技術的基準及び設計者資格

本県では、国の「盛土等防災マニュアル」を基に技術的基準を補完し、他法令を含めた宅地造成等に関する工事の全般的な技術的基準を策定しています。詳細は、長崎県のホームページで公表しています。

○長崎県「盛土規制法の技術的基準等について」

省令・規則で定める様式は、下記の長崎県ホームページからダウンロードできます。

○長崎県土木部盛土対策室HP → [盛土規制法の手続き](#) → [技術基準](#)

[技術基準 | 長崎県](#)

4-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

許可が必要となる宅地造成、特定盛土等に関する工事は、政令で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設等の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置を講じる必要があります。

なお、本基準に記載がない事項については、「**盛土等防災マニュアル**」(技術的助言別添5)、「**盛土等防災マニュアルの解説**」(盛土等防災研究会)、「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針」(技術的助言別添8)等の、一般的に認められている他の技術的指針等を参考としてください。

【宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準】

技術的基準	政 令	内 容
地盤について講ずる措置に関するもの	7条1項1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	7条1項2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策(段切りその他の措置)について
	7条2項1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	7条2項2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他の省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認(土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算)について
	7条2項3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策(地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置)について
擁壁の設置に関するもの	8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	9条～13条	擁壁の構造について(鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造)
	17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について(注1)
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	14条1項1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	14条1項2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	15条1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による浸食からの保護について(石張り、芝張り、モルタルの吹付け等)
	15条2項	地表面の雨水その他地表水からの浸食からの保護について(植栽、芝張り、板柵工等)
排水施設の設置に関するもの	16条	排水施設の構造、機能について
技術的基準全般	20条2項	県細則による基準の強化・付加について(注2)

(法第13条第1項、法第31条第1項、政令第7条～第18条、第20条)

注1：国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

注2：本県の細則により、技術的基準の強化・付加「技術的基準の付加」について、定めています。

(細則第6条)

細則については、長崎県ホームページで公表しています。

表 1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準（許可対象工事に適用。政令で規定）

技術的基準	政令	内 容
地盤について講ずる措置に関するもの	7条1項1号	盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。 イ おおむね30cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。 ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。 ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。
	7条1項2号	著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面がすべり面とならないよう、 <u>段切りその他の措置</u> を講ずること。
	7条2項1号	盛土又は切土（政令3条4号の盛土及び同条5号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。
	7条2項2号	山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして省令12条で定める土地において高さ15mを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。
	7条2項3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。
擁壁の設置に関するもの	8条	1 法13条1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。 一 盛土又は切土（政令3条4号の盛土及び同条5号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。 イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であってその土質が別表第1上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面 (1)その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度以下のもの (2)その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離5m以内の部分に限る。） ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面 ハ 14条1号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面 二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。 2 前項1号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。 【擁壁の設置が必要となる盛土又は切土】 政令3条1号から3号 1 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さ1mを超える崖を生ずることとなるもの 2 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さ2mを超える崖を生ずることとなるもの 3 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さ2mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

9 条	1 前条1項2号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。 - 一 土圧、水圧及び自重（以下この条及び14条2号口において「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。 - 二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。 - 三 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。 - 四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。 2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。 - 一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。 - 二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの2/3以下であることを確かめること。 - 三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗抗力その他の抵抗抗力の2/3以下であることを確かめること。 - 四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。 3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。 - 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第2の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。 - 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令90条（表1を除く。）、91条、93条及び94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値 - 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗抗力その他の抵抗抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。
10 条	8条1項2号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。 - 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（1条4項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第4において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40cm以上、その他のものであるときは70cm以上であること。 - 二 石材その他の組積材は、控え長さを30cm以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。 - 三 前2号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。 - 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第4上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの15/100（その値が35cmに満たないときは、35cm）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの20/100（その値が45cmに満たないときは、45cm）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。
11 条	8条1項1号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令36条の3から39条まで、52条（3項を除く。）、72条から75条まで及び79条の規定を準用する。
12 条	8条1項1号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水をよくするため、壁面の面積3m²以内ごとに少なくとも一個の内径が7.5cm以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

	13 条	法12条1項又は16条1項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが2mを超えるもの（8条1項1号の規定により設置されるものを除く。）については、建築基準法施行令142条（同令第7章の8の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。
	17 条	構造材料又は構造方法が8条1項2号及び9条から12条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるもの（注1）については、これらの規定は、適用しない。
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	14 条	法13条1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。 一 盛土又は切土（3条4号の盛土及び同条5号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に8条1項1号（ハに係る部分を除く。）の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして<u>主務省令で定める事象（※）</u>が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。 二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。 イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。 ロ 土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。 ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。 （※）主務省令で定める事象（省令31条） 一 盛土又は切土をした後の地盤の変動 二 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の侵入 三 前二号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	15 条	1 法13条1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。 2 法13条1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。 一 7条2項1号の規定による措置が講じられた土地の地表面 二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面（注2）
排水施設の設置に関するもの	16 条	法13条1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。 三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。 イ 管渠の始まる箇所 ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）

		ハ 管渠の内径又は内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所 五 ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。 六 ますの底に、深さが15cm以上の泥溜めが設けられているものであること。 2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第二号ただし書及び第四号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。
--	--	--

注1：国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

注2：特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。（政令18条）

別表第1（第8条、第30条関係）

土 質	擁壁を要しない 勾配の上限	擁壁を要する 勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60 度	80 度
風化の著しい岩	40 度	50 度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、 その他これらに類するもの	35 度	45 度

別表第2（第9条、第30条、第35条関係）

土 質	単位体積重量（1m ³ につき）	土圧係数
砂利または砂	1.8 トン	0.35
砂質土	1.7 トン	0.40
シルト、粘土、またはそれらを多量に含む土	1.6 トン	0.50

別表第3（第9条、第30条、第35条関係）

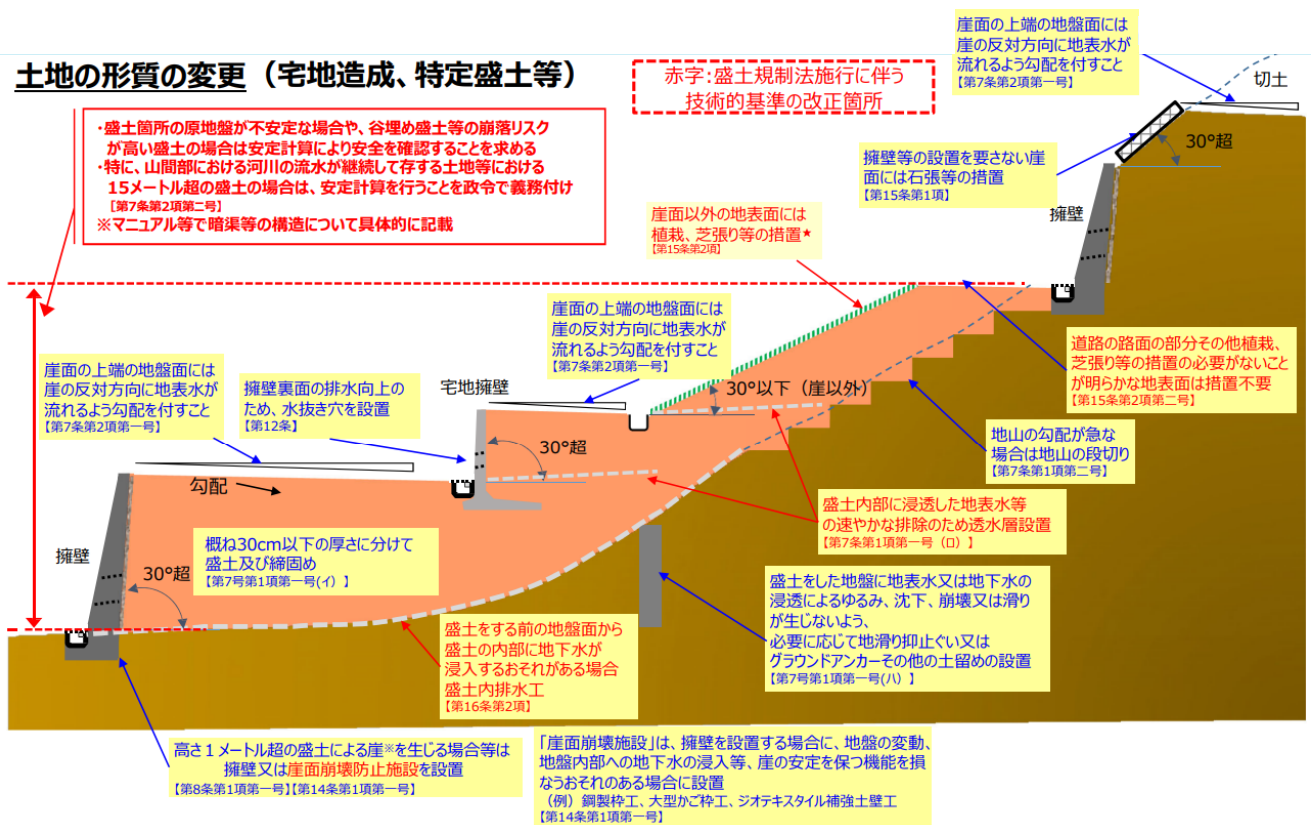
土 質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利、砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15cmまでの深さの土を砂利または砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

別表第4（第10条、第30条関係）

土 質		擁 壁		
		勾 配	高 さ	下端部分の厚さ
第 一 種	岩、岩屑、砂利又は砂利 混じり砂	70 度を越え 75 度以下	2m 以下	40cm 以上
			2m を越え 3m 以下	50cm 以上
		65 度を越え 70 度以下	2m 以下	40cm 以上
			2m を越え 3m 以下	45cm 以上
			3m を越え 4m 以下	50cm 以上
		65 度以下	3m 以下	40cm 以上
			3m を越え 4m 以下	45cm 以上
			4m を越え 5m 以下	60cm 以上

第二種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70 度を越え 75 度以下	2m 以下	50cm 以上
			2m を越え 3m 以下	70cm 以上
		65 度を越え 70 度以下	2m 以下	45cm 以上
			2m を越え 3m 以下	60cm 以上
			3m を越え 4m 以下	75cm 以上
		65 度以下	2m 以下	40cm 以上
			2m を越え 3m 以下	50cm 以上
			3m を越え 4m 以下	65cm 以上
			4m を越え 5m 以下	80cm 以上
第三種	その他の土質	70 度を越え 75 度以下	2m 以下	85cm 以上
			2m を越え 3m 以下	90cm 以上
		65 度を越え 70 度以下	2m 以下	75cm 以上
			2m を越え 3m 以下	85cm 以上
			3m を越え 4m 以下	105cm 以上
		65 度以下	2m 以下	70cm 以上
			2m を越え 3m 以下	80cm 以上
			3m を越え 4m 以下	95cm 以上
			4m を越え 5m 以下	120cm 以上

土地の形質の変更（宅地造成、特定盛土等）



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの
 ★宅地造成、特定盛土等のそれぞれについて、植栽、芝張り等の措置が不要な条件を規定

出典：国土交通省資料

【擁壁設置が不要となる切土がけ】

〔政令 8 条、別表第 1〕

土 質	がけ高さに関係なく擁壁不要	がけの上端から垂直距離 5m 以内において擁壁不要	がけの高さに関係なく擁壁が必要
軟 岩 (風化の著しいものを除く。)	がけ面の角度 60 度以下	がけ面の角度が 60 度を 超え 80 度以下	がけ面の角度 80 度を 超えるもの
風化の著しい岩	がけ面の角度 40 度以下	がけ面の角度が 40 度を 超え 50 度以下	がけ面の角度 50 度を 超えるもの
砂利、真砂土、関東ローム、 硬質粘土、その他これらに 類するもの	がけ面の角度 35 度以下	がけ面の角度が 35 度を 超え 45 度以下	がけ面の角度 45 度を 超えるもの
上記以外のもの	がけ面の角度 30 度以下	—	がけ面の角度 30 度を 超えるもの

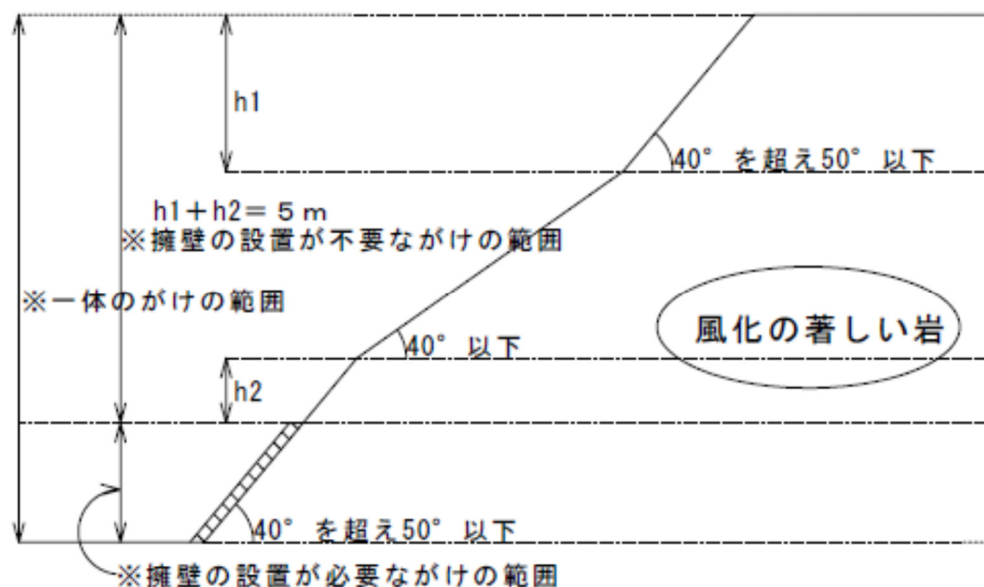


図4-1 擁壁の設置を要しない切土がけの解説（「風化の著しい岩」の場合）

※宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条の規定により、原則としてがけ面の擁壁設置が必要となります。図4-1の擁壁の設置が不要となるがけの範囲の適用（政令8条、別表第1）については、地質調査等による土質確認が前提になります。

4-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準

許可が必要となる土石の堆積に関する工事は、政令で定める技術的基準に従い、安全な地盤、排水施設等の設置その他土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置を講じる必要があります。

なお、法に定める技術的基準に記載がない事項については、「盛土等防災マニュアル」（施行通知別添5）や「盛土等防災マニュアルの解説」（盛土等防災研究会）等の、一般的に認められている他の技術的指針等を参考としてください。

【土石の堆積に関する工事の技術的基準】

技術的基準	政 令	内 容
土石の堆積に伴い、必要となる措置に関するもの	19 条 1 項 1 号	勾配の制限について（勾配 1/10 以下）
	19 条 1 項 2 号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	19 条 1 項 3 号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	19 条 1 項 4 号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	19 条 1 項 5 号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	19 条 2 項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第19条第1項第3号及び第4号の適用除外について

（法第 13 条第 1 項、法第 31 条第 1 項、政令第 19 条、第 20 条）

表 2 土石の堆積に関する工事の技術的基準（許可対象に適用。政令で規定）

技術的基準	政令	内 容
土石の堆積に関する工事の技術的基準 （政令 19 条）	19 条 1 項 1 号	堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が 1/10 以下である土地において行うこと。 【省令 32 条】 土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであつて、勾配が 1/10 以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。
	19 条 1 項 2 号	土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。
	19 条 1 項 3 号	堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が 1/10 以下であるものに限る。）を設けること。 イ 堆積する土石の高さが 5m 以下である場合 当該高さを超える幅の空地 ロ 堆積する土石の高さが 5m を超える場合 当該高さの 2 倍を超える幅の空地

19条1項 4号	堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。 【省令33条】 土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。
19条1項 5号	雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。
19条2項	前項3号及び4号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。 【省令34条】 1 次に掲げるいずれかの措置とする。 一 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設（次項において「鋼矢板等」という。）を設置すること 二 次に掲げる全ての措置 イ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ロ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置 2 前項1号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない

【土石の堆積の考え方】

「盛土等防災マニュアル」より抜粋引用

1. 土石の堆積の定義

土石の堆積とは、盛土規制法で指定される規制区域において行われる、一定期間を経過した後に除去することを前提とした、土石を一時的に堆積する行為である。

なお、土石の堆積の許可期間は最大5年とする。

●土石の堆積は一定期間を経過した後に除却することを前提とした行為であり、ストックヤードにおける土石の堆積、工事現場外における建設発生土や盛土材料の仮置き、土石に該当する製品等の堆積等が該当する。（※廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物や産業副産物等については土石の堆積の対象外）

●工場等については、原料の土石を堆積する場合であっても、土石の堆積の対象外とする。ただし、土石に該当する製品を主に製造する工場等（土質改良プラント等）については、原料を含めて土石の堆積の対象とする。

●土石の堆積における土石とは、「土砂」若しくは「岩石」又はこれらの混合物を指すものとする。

（1）土砂に該当するもの

- ・地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。）
- ・地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの
- ・地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの
- ・土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良剤、吸水効果を有する有機材又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの

(2) 岩石に該当するもの

- ・(1)に規定する石(地盤を構成する材料のうち、粒径75ミメートル以上のもの)
- ・建設廃棄物を石と同等の性状にしたもの

(※廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物や産業副産物等については土石の堆積の対象外)

- 廃棄物処理施設から製品として出荷された土石を一時的に堆積する場合においても、面積規模等によっては盛土規制法の規制対象となる。
- 建設汚泥処理土については、自治体におけるリサイクル製品認定又は建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る認証を受けた、品質が証明され、適正な利用が可能と判断される製品を用いることが望ましい。

2. 土石の堆積の許可期間

- 土石の堆積は一定期間を経過した後に除去することを前提とした行為であるため、除去するまでの堆積期間をあらかじめ計画し、許可申請時に申告する必要がある。
- 既存盛土についておおむね5年ごとに基礎調査により分布等について調査を行うことから、5年以上にわたり除去されない土石の堆積については盛土に該当するものとして安全性等を評価されるべきであることを踏まえ、土石の堆積期間は最大5年とする。

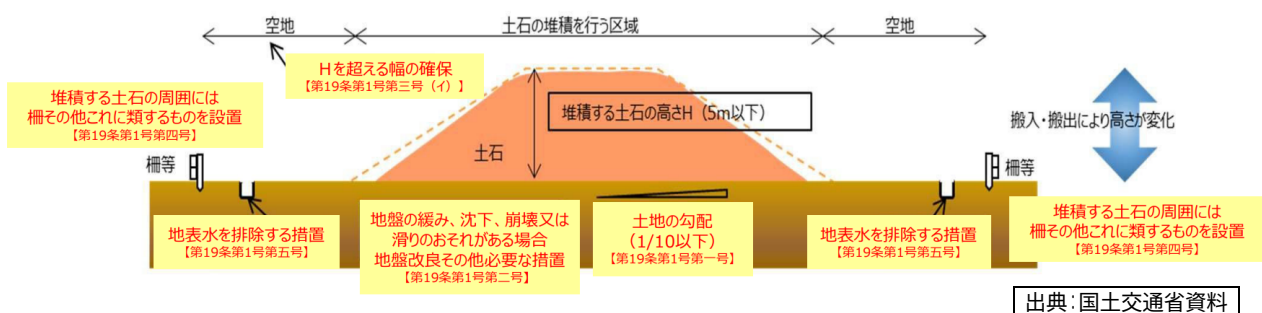
【許可申請における土石の堆積の堆積期間】

- ・土石を堆積する期間は、原則、許可期間は5年以内とする。
- ・許可の日から5年を超えて土石を堆積を継続する必要がある場合は、工事主が許可期間内に改めて立てた土石の堆積の計画の変更許可申請について、継続して堆積させることが適切であるか確認できた場合、堆積期間の延長に関する変更許可を行うものである。
(明らかに土石が長期間放置されているような状況は、土石の堆積として許可し続けることはできませんのでご注意ください。)

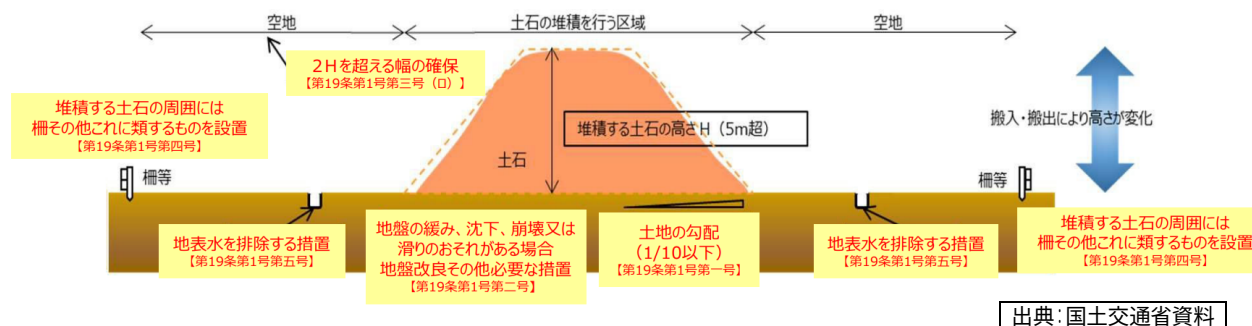
3 土石の堆積の基本的な考え方

- 土石の堆積は、行為の性質上、締固め等の盛土のもう買い防止に資する技術的基準を適用するのは適当ではないことから、堆積箇所の選定にあたっては、土石が崩壊した場合に周辺の土地に影響を及ぼさない箇所を選定することを基本とし、防災措置の観点から、土地の地盤の勾配を緩くすることや家屋等保全対象との離隔(空地)の確保が重要である。
- 雨水その他の地表水により堆積した土石が崩壊しないよう、堆積箇所の周辺に側溝を設置する等、適切な措置を検討する必要がある。

(イ) 堆積する土石の高さが5m以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



(ロ) 堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置



4 土石の堆積の設計・施工上の留意事項

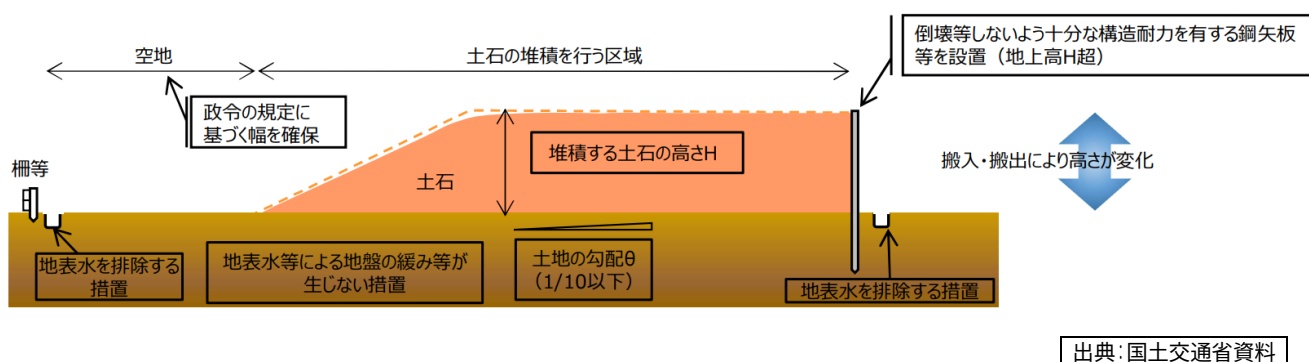
- 土石の受け入れについて、堆積する土石の種類は第4種建設発生土以上相当とすることが望ましい。なお、第4種建設発生土相当の土石の割合が高い場合は堆積高さや勾配等に十分配慮し、土石の崩壊が発生しないような堆積計画が必要である。
- 泥土相当の土石を堆積する場合は、堆積地区外に流出しないようにする等、適切な措置が必要である。
- 堆積した土石の管理方法においては、土石の堆積時に濁水や飛砂による周辺環境への影響が発生しないように管理することや、土石の搬入元、搬出先、搬入土量、搬出土量、堆積した土石の種別について管理し、完了確認時まで保管する必要がある。

(ハ) 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の代表的な種類及び設計方法は次のとおりである。

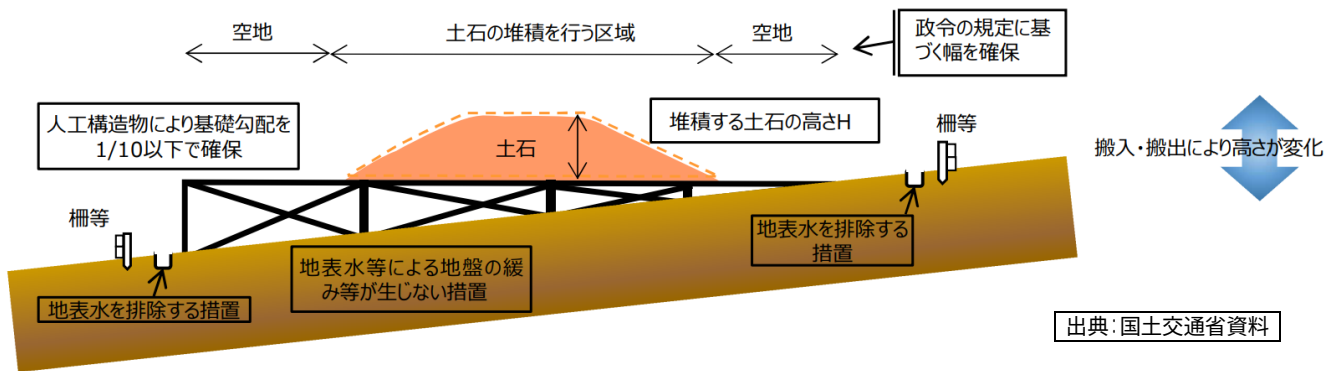
A) 鋼矢板等の設置

土石を堆積する高さを超える鋼矢板や擁壁に類する施設等を設置する。想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造で設計する。



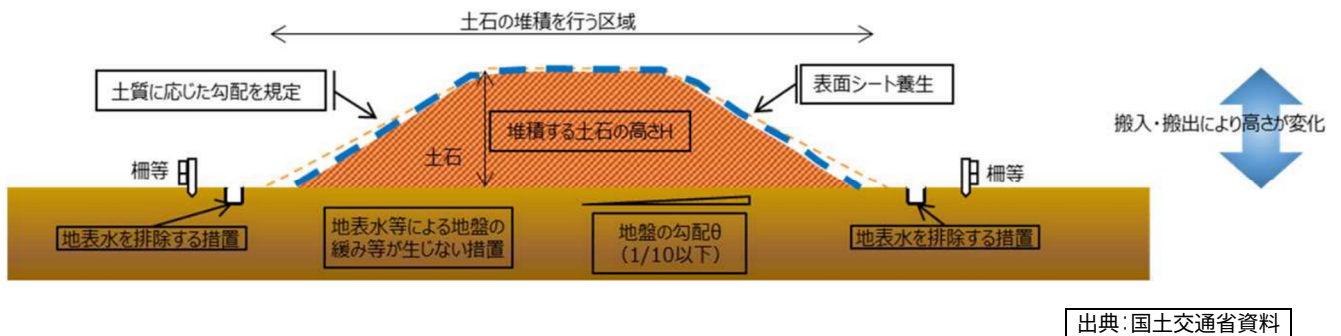
B) 構台等の設置

構台等の土石の堆積を行う面を有する堅固な構造物を設置する。土石を堆積する面（空地を含む）の勾配は10分の1以下を確保する。想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造で設計する。



C) 堆積勾配の規制及び防水性のシート等による保護

堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積し、降雨等による侵食を防ぐために堆積した土石を防水性のシート等で覆い表面を保護する。なお、土石の堆積が盛土と異なり、十分に締固めが実施されないことが想定されるため、堆積勾配は安定性を確保するために1：2.0よりも緩くすることが望ましい。



※ 「柵等」は、地区内に人がみだりに立ち入らないようにする施設であり、ロープ等も適用可能
 「排水施設」は、地表水の流出入を防止できるようであれば素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能

4-3 資格を有する者による設計が必要となる対象工事、設計者資格

(1) 対象工事 (法第13条第2項、政令第21条)	
	・ 高さが 5mを超える擁壁の設置 ・ 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500m²を超える土地における排水施設の設置 【注】開発許可によるみなし許可で、上記のいずれかに該当する場合は、開発許可を受ける計画についても、同条の規定が適用されますので、ご注意ください。
(2) 設計者資格 (法第13条第2項、政令第22条、省令第35条、建設省告示第1005号)	
上記(1)の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。	
①	学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者
②	学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限 3 年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者
③	②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者
④	学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者
⑤	国土交通大臣が①から④のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者（以下、ア～オのとおり。）
ア	学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学院若しくは研究科に 1 年以上在学して、土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して 1 年以上の実務の経験を有する者
イ	技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年文部科学省令第 36 号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 45 号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）
ウ	建築士法による一級建築士の資格を有する者
エ	土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了した者
オ	アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が省令第 35 条第 1 号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

第5章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請等

5-1 事前相談

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事を行おうとする場合、その計画の内容について、許可申請の要否や許可の見通しなどの確認、許可申請などが必要な場合の書類等作成の手戻りの軽減のため、必要により事前相談をお願いします。（任意）

事前相談される場合は、事前相談書に必要書類を添えて、相談をお願いします。

事前相談の様式は、下記の長崎県ホームページで公表しています。

○長崎県土木部盛土対策室HP→[盛土規制法の手続き](#)→[盛土規制法に関する様式集](#)
[盛土規制法に関する様式集 | 長崎県](#)

なお、建築行為を目的とした都市計画法の開発行為（土地の形質変更）を行う場合は、開発許可手続での事前協議が必要となりますので、当該開発行為を行う土地を所管する県地方振興局開発許可部局へご連絡願います。

5-2 周辺住民への事前周知

事前相談の結果、許可申請を行うこととなった場合に、法第11条及び第29条の規定により、工事主は当該工事を行う土地の周辺地域の住民に対し、下表に掲げるいずれかの方法により、当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講ずる必要があります。

なお、周知が必要となる周辺住民の範囲の考え方、周知する工事の具体的内容は次ページに掲載する表のとおりです。

- ※ 周辺住民とのトラブル防止の観点から、十分な説明を行うと共に、必要に応じて、影響が大きい隣接地等の住民に対して個別に説明を行う等、工事に対して理解が得られるよう努めてください。
- ※ 工事の内容が確実に伝わるよう、できる限り①説明会の開催や、②書面の配布を行うよう努めてください。

【周辺住民への周知の方法】〔省令6条〕

	方 法
1	宅地造成等に関する工事の内容に関する説明会（※）を開催
2	宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該土地の周辺地域の住民に配布
3	宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容についてインターネットを利用した住民の閲覧

※以下に該当する工事の場合は、1の説明会の開催が必須となりますのでご注意ください。

- ・以下の①～③の土地において、高さが15mを超える盛土を行う場合
 - ①山間部における、河川の流水が継続して存する土地
 - ②山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地
 - ③①、②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

【周辺住民の範囲の考え方】

〔施行通知 別表1〕

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	・盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（参考図 L の範囲） ・盛土等を行う土地の隣接地 ・盛土等を行う土地の境界から水平距離数10m程度の範囲 ・盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲 【※参考図】
腹付け盛土	・盛土のり肩までの高さ h に対して、盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（※参考図 I の範囲） ・盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離 50m～数百m程度の範囲 ・上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲 【※参考図】
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15mを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図 I の範囲に溪流等の溪流が存在するもの（①及び②を除く）	・下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲（※参考図） ・上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲 【※参考図】

【周知を要する工事の具体的内容】

〔施行通知 別表2〕

宅地造成、特定盛土等	土石の堆積
①工事主の氏名又は名称	②工事が施行される土地の所在地
③工事施行者の氏名又は名称	④工事の着手予定日及び完了予定日
⑤盛土又は切土の高さ	⑤土石の堆積の最大堆積高さ
⑥盛土又は切土をする土地の面積	⑥土石の堆積を行う土地の面積
⑦盛土又は切土の土量	⑦土石の堆積の最大堆積土量
⑧その他都道府県等が必要と認める事項	

5-3 土地所有者等の同意

(法第12条2項4号・30条2項4号)

許可の基準として、許可申請を行う宅地造成等に関する**工事(※1)**をしようとする**土地の区域内の土地(※2)**について**所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意**を得ていることが必要です。

許可申請書に添付が必要な書類は、「5-5 許可申請に必要な書類」(24~27)を参照下さい

※1：土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）

※2：盛土等を行う土地に限らず、宅地造成等に関する工事を行う土地の区域内の全ての土地が対象です。

5-4 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書の作成

周辺住民への周知措置完了後、次の留意点を参照の上、許可申請書を作成し、下表の提出部数を申請窓口へ提出してください。

【申請書の提出部数】

区 分	提出部数	備考
正 本	1 部	・ 証明書等の原本は、正本に閉じこむこと
副 本	1 部	
合 計	2 部	

【宅地造成等に関する工事の許可申請書〔省令様式第二、第四〕作成の際の留意点】

【省令様式第二、第四の共通内容】

①盛土等の種別で様式が異なりますので、該当する様式にて申請書を作成ください。

：省令様式第二：宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合の許可申請書

：省令様式第四：土石の堆積に関する工事の場合の許可申請書

②盛土等の行為を行う区域について、法第10条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内であるか、法第26条第1項の規定による特定盛土等規制区域内であるかを次の長崎県ホームページの規制区域図から確認し、該当する条文に○をつけるか、該当しない条文を取り消し線で消してください。

○長崎県土木部盛土対策室HP→[盛土規制法に基づく規制区域](#)
→[基礎調査結果（規制区域（案））の公表](#)
[基礎調査結果（規制区域（案））の公表 | 長崎県](#)

③「1 工事主」

・ 工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事を施工する者を記入してください。

- ・工事等で発生した残土を残土処分場等へ持ち込む場合、当該残土処分場等を営む事業者が工事主となる場合があります。

○国土交通省「盛土規制法パンフレット」

URL：<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001603830.pdf>

- ④「3 工事施行者住所氏名」
- ・工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施工する者を記入してください。
- ⑤「4 土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）」
- ・申請地内の全ての土地について、地番まで記入してください。
 - ・申請地が複数工区に分かれる場合は、工区別に工区内の全ての土地について、地番まで記入してください。（筆数が多く、記入欄に書ききれない場合は、別紙を作成してください。）
 - ・代表地点の緯度経度（世界測地系）は申請地の中心地点を基本とし、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記入してください。
- ⑥「5 土地の面積」
- ・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土又は土石の堆積を行わない道路、法面等を含みます。
 - ・申請地を複数工区に分けたときは、工区毎に面積を記入してください。
- ⑦「10 工事の概要」〔様式第四の場合は、「7」〕
- イ 盛土又は切土の高さ〔様式第四の場合は、「土石の堆積の最大堆積高さ」〕
- ・「1－2 許可を要する工事」の表中の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さ及び土石の堆積を行う場合の最大高さを記入してください。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入してください。
- ロ 盛土又は切土をする土地の面積〔様式第四の場合は、「土石の堆積を行う土地の面積」〕
- ・実際に盛土、切土又は土石の堆積を行う土地の面積であって、手数料の額を判定する面積となります。
 - ・（※面積の算定方法に疑問がある場合は、事前相談時にご相談願います。）
- ワ 工程の概要〔様式第四の場合は、「力」〕
- ・工程表を添付してください。
- ⑧「11 その他必要な事項」〔様式第四の場合は、「8」〕
- ・他法令による許認可の状況をすべて記入してください。
 - ・造成後の地形が土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域等の指定要件に該当するかどうか必要に応じて確認等を行い、当該設計に反映した内容等を、この欄に記入してください。
- ⑨上記のほか、各様式の末尾の（注意）の内容を確認して、記入してください。

【様式第二（宅地造成又は特定盛土等）のみの内容】

- ①「6 工事着手前の土地利用状況」、「7 工事完了後の土地利用」
- ・工事前と工事後の土地利用について、宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記入してください。
 - ・工事完了後の土地利用については、上記のほか、建築物等の建築の有無等の具体的な内容を記入してください。
- ②「8 盛土のタイプ」
- ・盛土のタイプは次の分類から選択してください。（複数選択可）
 - （1）平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - （2）腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - （3）谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土
- ③「9 土地の地形」
- ・「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。（政令第7条第2項第2号、省令第12条）
 - （1）山間部における、河川の流水が継続して存する土地
 - （2）山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が（1）の土地に類する状況を呈している土地
 - （3）（1）、（2）の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれ大きい土地
 - ・「溪流等」の範囲とは、溪床10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地地形であり、その底部の中心線からの距離が25メートル以内の範囲を基本とします。この範囲に該当する場合は許可権者に相談してください。

【様式第四（土石の堆積）のみの内容】

- ①「6 工事の目的」
- ・土石の堆積が特定の工事に付随し期間が限定されるものであるか、特定の工事に付随せず一定期間運営するものなのか等について、具体的に記入をしてください。なお、土石の堆積が特定の工事に付随する場合には、その工事の期間についても記入をしてください。
- ②「7 工事の概要」
- イ 工程の概要
- ・工程の概要としては、土石の堆積がその目的に照らして適切な工程であることを確認する観点から、年間の搬入・搬出量等を記入してください。

5-5 許可申請に必要な書類等

法第12条第1項及び第30条第1項に基づく、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類及び図面は、下表のとおりです。

なお、必要により、その他の書類及び図面の添付を求める場合があります。

また、各種様式は下記の長崎県ホームページで公表しています。

○長崎県「盛土規制法に係る様式集」以下をクリックしてください。

[盛土規制法に関する様式集 | 長崎県](#)

【許可申請に必要な書類等】〔省令7条第1項・第2項〕（細則8条・21条）

№	書類の名称	内 容 等【様式】	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	・申請者、工事の概要等を記載【省令第2】	要	—	〔省令第7条第1項〕
	土石の堆積に関する工事の許可申請書	・申請者、工事の概要等を記載【省令第4】	—	要	〔省令第7条第2項〕
2	設計者の資格証明書	・設計者の資格に関する調書【細則第6号】	要 〔備考に該当する場合〕	要 〔備考に該当する場合〕	・高さが5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500m ² を超える土地における排水施設の設置 〔省令第7条第1項第5号〕 〔※設計者の資格は、手引4-3を参照のこと〕
3		・卒業証明書			
4		・実務経験証明書			
5		・資格、免許等の写し			
6	構造計算書	・擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要【注1】 ・構造計画、応力算定及び断面算定	要 〔備考に該当する場合〕	要 〔備考に該当する場合〕	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合 〔省令第7条第1項第2号〕 ・崖面崩壊防止施設の場合 〔政令第14条、省令第31条〕
		・措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	—	要 〔備考に該当する場合〕	・土石の堆積を行う面〔鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限り〕を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置する場合 〔省令第7条第2項第2号、第32条〕
			—	要 〔備考に該当する場合〕	・堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合 〔省令第7条第2項第3号、第34条第1項第1号〕
7	地盤、崖面及び渓流等における盛土の安定計算書	・土質試験その他の調査 ・試験に基づく安定計算書 ・盛土の安定計算書	要 〔備考に該当する場合〕	—	・災害の生じるおそれ特に大きい土地において、高さ15mを超える盛土をする場合 〔省令第7条第1項第3号〕 ・崖面を擁壁で覆わない場合 〔省令第7条第1項第4号〕
			—	要 〔備考に該当する場合〕	・渓流等において盛土をする場合
8	大臣認定擁壁認定書	・計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類	要 〔備考に該当する場合〕	要 〔備考に該当する場合〕	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他練積み造以外の擁壁で国土交通大臣がこれらの擁壁と同等以上の効力があると認めるものを設置する場合 〔政令第17条〕

№	書類の名称・様式	内 容 等【様式】	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
9	工事主の資力・信用に 関する書類 ＜個人・法人共通＞	・工事主の資力及び信用に 関する申告書【細則第3号】	要	要	(細則第8条第2号ア)
10		・資金計画書(宅地造成、特 定盛土等)【省令第3】	要	—	〔省令第7条第1項第9号〕
		・資金計画書(土石の堆積) 【省令第5】	—	要	〔省令第7条第2項第7号〕
11		・預金残高証明書若しくは 資金借入又は融資証明書	要	要	(細則第8条第2号、第21条)
12		・宅地建物取引業法第3条第 1項の免許を受けているこ とを証する書類	要 〔備考に 該当する 場合〕	要 〔備考に 該当する 場合〕	・工事によって造成した土地を他へ譲 渡することを業とする者である場合 (細則第8条第2号、第21条)
13	工事主の資力・信用 に関する書類 ＜個人の場合＞	・住民票又は個人番号カー ドの写し	要 〔個人の 場合〕	要 〔個人の 場合〕	・個人番号カードの写しの場合は番号 を黒塗りしたもの 〔省令第7条第1項第7号〕 〔省令第7条第2項第5号〕
14		・直近3年間の所得税の納税 証明書			(細則第8条第2号、第21条)
15	工事主の資力・信用 に関する書類 ＜法人の場合＞	・登記事項証明書	要 〔法人の 場合〕	要 〔法人の 場合〕	〔省令第7条第1項第8号イ、第7条第 2項第6号イ〕
16		・事業経歴書			(細則第8条第2号、第21条)
17		・役員の住民票又は個人番 号カードの写し			・個人番号カードの写しの場合は番号 を黒塗りしたもの 〔省令第7条第1項第8号ロ、第7条第 2項第6号ロ〕
18		・直近3年間の貸借対照表、 損益計算書、株主(社員) 資本等変動 計算書、個別 注記表及び法人税の納税 証明書			(細則第8条第2号、第21号)
19	工事施行者の能力に 関する書類	・工事施行者の能力に関す る申告書【細則第4号】	要 〔備考に 該当する 場合〕	要 〔備考に 該当する 場合〕	・盛土、切土又は土石の堆積をする土 地の面積が1ha以上、又は擁壁等(排 水施設を除く)を設置する工事 (細則第8条第3号、第21号)
20		・工事施行者の登記事項証 明書			
21		・工事施行者の事業経歴書			
22		・工事施行者の建設業許可 証明書			
23	申請地及びその周辺 の写真		要	要	〔省令第7条第1項第6号、第7条第2 項第4号〕
24	土地の権利者の同意 書	・宅地造成等の施行同意書 【細則第5号】 (宅地造成、特定盛土等及び 土石の堆積に関する工事 区域内の土地について、造 成事業の施行の妨げとな る権利を有する者の同意 書)	要	要	・妨げとなる権利とは、所有権、永小 作権、地上権、賃借権、質権等がある 〔省令第7条第1項第10号・第7条第 2項第8号〕 (細則第8条第4号)
25		・上記の権利を有する者の 印鑑登録証明書	要	要	
26	土地の公図の写し	・工事に関連する土地の境 界(赤枠で囲むこと) ・工事に関連する土地の地 番	要	要	・謄写者、謄写場所、謄写年月日を記 入すること 〔省令第7条第1項第10号・第7条第2 項第8号〕 (細則第8条第4号)

№	書類の名称・様式	内 容 等【様式】	区 分		備 考
			宅地造成 特定盛土等	土石の堆積	
27	土地登記事項証明書	・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施行区域内の土地登記事項証明書	要	要	・申請時直前のものであること 〔省令第7条第1項第10号・第7条第2項第8号〕 (細則第8条第4号)
28	住民への周知措置を講じたことを証する書類	〔説明会開催の場合〕 〔注2〕 ・開催の周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料（説明会に用いた資料等） 〔書面配布の場合〕 ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図等 〔掲示及びインターネットによる場合〕 ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し（URL含む）	要	要	<住民周知の範囲> ・「5-2周辺住民への事前周知」の【周辺住民の範囲の考え方】参照 〔省令第6条、第7条第1項第11号、第7条第2項第9号〕
29	誓約書	・破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約 【参考様式】	要	要	
30		・暴力団員との関係を有しないことの誓約 【参考様式】	要	要	
31	他法令に基づく許認可等の写し	・他の法令で許認可等を要する時は、それらの許認可等を証する書類	要	要	
32	委任状	・代理人が申請を行う場合、当該代理人へ委任を行う旨を記載した書類 【参考様式】	要 〔代理人 が申請する 場合〕	要 〔代理人 が申請する 場合〕	※他の手続きにおいても代理人が手続きを行う場合は委任状を提出すること。

（注1）崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象（盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水へ侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）」が分かる書類を添付してください。

（注2）ある一定の土地における、高さが15mを超える盛土では、説明会の開催が必須となります。

「5-2 周辺住民への事前周知」を参照下さい。

【許可申請に添付する図面】 (省令第7条第1項第1号・第2項第1号) (細則8条・21条)

当該許可に係る宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、次表に掲げる図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示してください。

※各工区の完了時の一部完了検査を受けることが可能です。「7-5 工区の一部完了検査」を参照して下さい。

№	図面の名称	明示すべき事項		区 分		備 考
				宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	要	要	
2	地形図	・方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）	1/2,500以上	要	要	・等高線は、2mの標高差を示すものとする
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	要	—	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
		・方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容、並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500以上	—	要	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止する措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500以上	要	—	・高低差の著しい箇所について作成すること
		・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	—	要	・申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように作成すること。
5	排水施設の平面図	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	要	—	・汚水、雨水を区別すること。 ・流量計算書及び流域図を添付すること。 ・土石の堆積については、「3土地の平面図」に記載すること。
6	崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	要	—	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
7	擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	要	要 （堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置として設置する場合）	・コンクリート擁壁の場合は、構造計算書を添付すること。

№	図面の名称	明示すべき事項		区 分		備 考
				宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
8	擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	
9	崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	
10	崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
11	排水施設構造図	・構造詳細図	1/50 以上	要	要	・土石の堆積の場合は、「3土地の平面図」に記載した排水措置に関して作成すること。
12	求積平面図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	1/500 以上	要	要	(細則第8条第1号)

5－6 許可申請等手数料

長崎県では、許可申請等に係る手数料を条例により下表のとおり定めています。

盛土又は切土をする土地の面積及び工事の区分によって、手数料の金額が異なりますのでご注意ください。

※手数料の支払いについては、長崎県電子申請システムを活用したキャッシュレス決済が可能です。詳しくは、下記のホームページをご確認下さい。

＜長崎県キャッシュレス決済について＞ 以下をクリックしてください。

手数料の納付はキャッシュレスで！（リーフレット）

【許可申請・中間検査申請手数料（条例別表第一）】

（長崎県建築関係手数料条例）

盛土又は切土をする土地の面積 （土石の堆積の場合：土石の堆積を する土地の面積）	区 分		
	許 可 申 請		中間検査申請（※）
	宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	宅地造成、 特定盛土等
500m ² 以内のもの	21,000 円	16,000 円	10,000 円
500m ² を超え、1,000m ² 以内のもの	32,000 円	18,000 円	11,000 円
1,000m ² を超え、2,000m ² 以内のもの	44,000 円	21,000 円	12,000 円
2,000m ² を超え、3,000m ² 以内のもの	62,000 円	24,000 円	13,000 円
3,000m ² を超え、5,000m ² 以内のもの	72,000 円	34,000 円	15,000 円
5,000m ² を超え、10,000m ² 以内のもの	96,000 円	37,000 円	16,000 円
10,000m ² を超え、20,000m ² 以内のもの	150,000 円	44,000 円	17,000 円
20,000m ² を超え、40,000m ² 以内のもの	228,000 円	58,000 円	18,000 円
40,000m ² を超え、70,000m ² 以内のもの	354,000 円	78,000 円	20,000 円
70,000m ² を超え、100,000m ² 以内のもの	498,000 円	114,000 円	26,000 円
100,000m ² を超えるもの	642,000 円	138,000 円	27,000 円

（※）中間検査申請の手続きについては、第 7 章（7-2-1）をご参照ください。

【変更許可申請手数料（条例別表第一）】

（長崎県建築関係手数料条例）

変更許可申請手数料	区 分	
	宅地造成、特定盛土等	土石の堆積
変更内容に対する、以下のア、イ、ウを合算した金額		
ア 工事の計画変更：上表の切土・盛土、土石の堆積の土地の面積に規定する額×（1／10）		
イ 区 域 の 編 入：追加の土地の面積に応じた上表に規定する額		
ウ そ の 他 の 変 更：10,000 円		

5-7 標準処理期間

行政手続法第6条の規定に基づき、次のとおり標準処理期間を定めています。

【標準処理期間】

許認可等の種類	標準処理期間
宅地造成、特定盛土等に関する工事の許可	30日
土石の堆積に関する工事の許可	14日

1. 標準処理期間は、適正な申請を前提としていますので、書類の不備等を補正するために要する期間は含まれません。
2. 申請窓口の執務が行われない休日（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで）は期間に含まれません。
3. 適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まれません。
4. 標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限りません。

5-8 公表及び市町への通知

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、以下の許可（変更許可）をしたとき、次の事項について、インターネット（県のホームページ）にて公表するとともに、関係市町長に通知します。

〔法第12条第4項、第16条第3項、第30条第4項、第35条第3項〕

- ・許可：法第12条第1項、第30条第1項
- ・変更許可：法第16条第1項、第35条第1項

【公表・通知事項】〔省令第10条、65条〕

- ①工事主の氏名又は名称
- ②工事が施行される土地の所在地
- ③宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置
- ④工事の許可年月日及び許可番号
- ⑤工事施行者の氏名又は名称
- ⑥工事の着手予定年月日及び完了予定年月日
- ⑦盛土若しくは切土の高さ、又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑧盛土若しくは切土、又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨盛土若しくは切土の土量、又は土石の堆積の最大堆積土量

※参考

以下の届出分についても、同様に公表及び市町への通知
(第8章(8-8)、第9章(9-8)参照)

- ・届出：法第21条第1項、第27条第1項、第40条第1項
- ・変更届出：第28条第1項、
(法第21条第1項及び第40条第1項の変更届出も含む)

第6章 工事の許可後における留意事項

6-1 許可の条件

本県では、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事許可時に次のような許可の条件を付しています。〔法第12条第3項、法第30条第3項〕

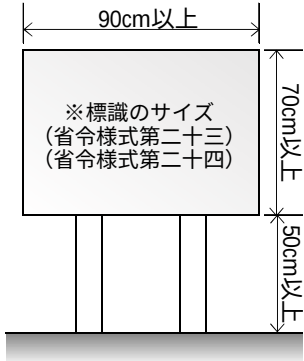
- (1) 工事完了期限
- (2) 工事施工中の環境保全、災害防止、安全措置、緊急時の措置
- (3) 工事施行状況の施工記録（工事写真、出来形、施工図面等）
- (4) 各種報告事項
- (5) 工事を中止又は廃止する場合の措置
- (6) 崖面崩壊防止施設を設置するに当たっての留意事項
- (7) その他

6-2 標識の掲出

工事の許可を受けた工事主は、当該許可に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した**標識**を掲げる必要があります。〔法第49条、省令第87条〕

なお、開発許可によるみなし許可においても、標識の掲出は必要です。

【標識に記載する事項】

	記 載 事 項		様 式
	宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
①	工事主（※）の住所氏名		〔宅地造成、特定盛土等の場合〕 ・省令様式第二十三
②	許可番号		
③	許可年月日		
④	工事施行者（※）の氏名		〔土石の堆積の場合〕 ・省令様式第二十四
⑤	現場管理者（※）の氏名		
⑥	盛土又は切土の高さ	土石の堆積の最大堆積高さ	【標識のサイズ】 
⑦	盛土又は切土をする土地の面積	土石の堆積を行う土地の面積	
⑧	盛土又は切土の土量	土石の堆積の最大堆積土量	
⑨	工事着手予定年月日		
⑩	工事完了予定年月日		
⑪	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
⑫	許可を担当した都道府県の部局名称及び連絡先		
⑬	宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図		

（※）工事主、工事施行者、現場管理者が法人である場合には、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください

6-3 着手届の提出

法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事に着手したときは、すみやかに長崎県知事へ届け出る必要があります。（細則第10条、第23条）

【工事着手に提出する書類】

NO.	書類の名称	様式	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成等に関する工事着手届出	細則第8号	要	要	（細則第10条、第23条）

6-4 工事の変更許可申請

法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとするときは、長崎県知事の変更許可が必要となります。

〔法第16条第1項、第35条第1項〕

なお、変更許可申請を行う場合は、当該変更に係る部分の面積に応じて、「5-6 許可申請手数料」に記載する手数料の納付が必要となります。

【提出が必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	省令第7号	要	—	〔省令第37条第1項〕
2	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	省令第8号	—	要	〔省令第37条第2項〕
3	工事の計画の変更に係る事項の新旧を対照した図書	—	要	要	〔省令第37条第1項、2項〕 （細則第12条、第25条）

6-5 軽微な変更に関する届出

法第20条第1項又は第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事で、下表に記載する軽微な変更をしようとするときは、「6-4 工事の変更許可申請」に代えて、すみやかに長崎県知事へ届け出る必要があります。〔法第16条第2項、第35条第2項〕

【軽微な変更の内容】

NO.	変 更 の 内 容
1	工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
2	工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更 （土石の堆積に関する工事にあつては、変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

【提出が必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成等に関する工事の変更 届出書	細則 第12号	要	要	(細則第13条、第26条)

6－6 工事の中止・廃止・再開に関する届出

法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事を一時中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は一時中止した工事を再開しようとするときは、すみやかに長崎県知事へ届け出る必要があります。（細則第19条、第29条）

※災害防止の観点から不安定な盛土等の状態での工事中断等は認められませんので、ご注意ください。

【提出が必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成等に関する工事の中止 (再開・廃止) 届出	細則 第23号	要	要	(細則第19条、第32条)

6－7 提出部数

「6－3」から「6－6」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。

【申請書の提出部数】

区分	提出部数
正本	1 部
副本	1 部
合計	2 部

第7章 検査（中間、完了）・定期報告

7-1 検査（中間、完了）・定期報告

許可を受けた工事の工事着手後の工事の進捗や安全性等の確認のため、特定の工事工程実施後や、着手後一定期間の経過後に、次に記載する中間検査及び完了検査の受検や定期報告書の提出が必要となります。

なお、各検査の受検や報告に当たっては「7-6 検査・定期報告時の留意事項」の確認・遵守をお願いします。

7-2-1 中間検査 [法第18条、37条]

下表に記載する規模の工事において、許可を受けた者は、盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事を行った段階（特定工程）で中間検査申請を行い、当該工程に関する中間検査を受ける必要があります。

中間検査は、盛土及び切土の安定性に関わる重要な検査として、施工後では確認することのできない箇所について行うものであり、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、当該検査後の工程に係る工事（当該排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事）は、できません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進むこととなります。

【中間検査を要する工事の対象規模等】 [政令第23条、24条、32条]

行 為	中間検査を要する規模	対象工程	申請時期
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ 2m 超の崖を生ずるもの ②切土で高さ 5m 超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖を生ずるときの当該盛土及び切土（①、②を除く） ④盛土で高さ 5m 超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積 3,000m ² 超（①～④を除く）	盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程	排水施設設置工事完了から 4 日以内（注） （省令第 45 条、75 条）

注：期限が休日にあたる場合には、その翌日に繰り延べます。（地方自治法 4 条の 2 4 項）

【中間検査に係る提出書類】 [省令第46条、76条]

NO.	書類の名称	様 式	内 容	備 考
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	省令第 十三		
2	平面図	—	・検査対象工程に係る工事の内容を明示したもの （開発許可によるみなし許可分については、排水施設の内容も明示したもの）	
3	検査対象の写真		・特定工程となる排水施設の施工の全景写真	

7-2-2 中間検査手数料〔長崎県建築関係手数料条例〕

許可を受けた工事で、上記の特定工程における中間検査申請に係る手数料を定めています。工事区分、盛土又は切土をする土地の面積別に「5-6 許可申請等手数料」を確認ください。

7-3 定期報告書〔法第19条、38条〕

下表に記載する規模の工事において、法第12条1項又は第30条1項の許可を受けた者は、当該工事が完了するまでの間、**工事の着手後 3ヵ月ごとに**、その工事の実施状況等について、長崎県知事あてに定期報告を行う必要があります。〔省令第48条、49条〕

定期報告の結果により、対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

【定期報告を要する工事の対象規模等】〔政令第25条、33条〕

行 為	定期報告を要する規模	報告事項	報告時期
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ 2m 超の崖を生ずるもの ②切土で高さ 5m 超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖を生ずるときの当該盛土及び切土（①、②を除く） ④盛土で高さ 5m 超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積 3,000m ² 超（①～④を除く） 【中間検査を要する規模と同じ】	報告時点における以下の施工状況 ・盛土又は切土（高さ・面積・土量） ・擁壁 ・崖面崩壊防止施設（※） ・排水施設 ・地滑り抑止ぐい ・グラウンドアンカーその他の土塁 〔法第13条、政令第6条、省令第50条、80条〕	3ヵ月ごとにその末日から7日以内 〔省令第49条、79条〕
土石の堆積	①堆積の高さ 5m 超かつ面積 1,500 m ² 超 ②堆積の面積 3,000m ² （①を除く）	報告時点における以下の施工状況 ・土石の堆積（高さ・面積・土量） ・空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況 ・前回報告時点からの新たな堆積及び除却された土石の土量 〔省令第50条、80条〕	

（※崖面崩壊防止施設：崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるもの（鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設。）（政令第6条、省令第11条）（鋼製枠工、大型枠工、ジオテキスタイル補強土壁工）

【定期報告に係る提出書類】〔省令第48条、50条、78条、80条〕（細則第16条、29条）

NO.	書類の名称	様 式	内 容	備 考
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	細則第18号		・宅地造成又は特定盛土等の場合
	土石の堆積に関する工事の定期報告書	細則第19号		・土石の堆積の場合
2	写真	—	報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積をしている土地、擁壁等の工事（出来形及び鉄筋コンクリート造の場合の配筋等）及びその付近の状況を撮影したもの	〔省令第48条、78条〕
3	工事進捗が確認できる図面等	—	申請時の提出図面で施工済の箇所を着色等し明示・写真の撮影方向を表示	〔省令第48条、78条〕

7-4 完了検査（確認）申請 [法第17条、36条]

許可を受けた者は、許可に係る工事の完了後、完了検査申請（土石の堆積の場合は確認申請）を行い、宅地造成又は特定盛土等に関する工事が許可の内容に適合していることを判定するための完了検査、又は土石の堆積に関する工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）で堆積されていた全ての土石を除却が行われたどうかの確認を受ける必要があります。

【完了検査・確認申請に係る提出書類】

NO.	書類の名称	様式	内容	申請時期
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	省令第九	宅地造成又は特定盛土等の場合	工事完了日から4日以内（初日不算入）
2	土石の堆積に関する工事の確認申請書	省令第十一	土石の堆積の場合	
3	工事の完了の概要が分かる写真	—	宅地造成、特定盛土等の場合 土石の堆積の場合	細則第15条、28条

7-5 工区の一部完了検査

宅地造成又は特定盛土等に関する許可に係る工事について、許可申請時に工区を分けた場合で、工事主からの一部完了検査申請に基づき、各工区の工事が許可の内容に適合していることを判定するための完了検査を行います。（細則第15条、28条）

【一部完了検査申請に係る提出書類】

NO.	書類の名称	様式	内容	申請時期
1	宅地造成等に関する工事の一部完了検査（確認）申請書	細則第15号	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積の場合	工事完了日から4日以内（初日不算入）
2	工区の完了の概要が分かる写真	—		細則第15条、28条

7-6 提出部数

「7-3」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。

なお、「7-2-1」、「7-4」、「7-5」に係る提出部数は、正1部です。

【申請書の提出部数】

区分	提出部数
正本	1部
副本	1部
合計	2部

7-7 検査・定期報告時の留意事項

検査・定期報告は、工事の施工全般に対して効率的かつ確実にを行い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

- (1) 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。
- (2) 写真の撮影に当たっては、工事着手前の状況及び工事中における構造物の床掘・型枠コンクリート等の施工状況、形状寸法などが確認できるように撮影すること。
- (3) 検査日の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと。
- (4) 検査に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと。
- (5) 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと。
- (6) 土石の堆積の場合は、堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないか確認できること。
- (7) 検査・定期報告の結果、不適當な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること。

第8章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出

8-1 特定盛土等規制区域における工事届出の流れ

特定盛土等規制区域において、法第27条第1項の規定による届出の手続きの流れは、以下の通りです。

□特定盛土等規制区域内における届出事務手続きの流れ（法27条1項届出）

	申請者・届出者（工事主）	県（長崎市・佐世保市）	備 考
事前相談	事前相談書提出（任意）	事前相談書受理 (内容確認)	
	回答書受理 (以下、届出対象工事の場合)	回答書送付	
届出（許可規模未満）	工事の届出（法第27条） (工事着手、30日前まで)	届出受理 (必要により、届出内容の補正連絡)	(法第27条2項) 公表・市町通知
	※ 標識の設置【省令】		※ 法第49条、省令第87条
	※ 工事着手届【細則】	届出受理	※ 細則第23条
	※ 変更届出提出【省令】	届出受理	(法第28条3項) 公表・市町通知 ※ 法第28条、省令第61条 (該当がある場合)
	※ 届出工事の中止(再開、廃止)届【細則】		※ 細則第32条 (該当がある場合)
	完了届出提出【細則】	完了届出受理 (以後、既存盛土として把握)	※ 細則第31条

〔重要〕届出工事を変更する場合で、工事規模を許可対象規模（「1-3 許可を要する工事」参照）に変更される場合、許可対象規模になった段階で、許可申請が必要となります。

8-2 特定盛土等規制区域における工事に関する届出〔法第27条〕

特定盛土等規制区域において、「1-3 許可を要する工事」に記載の規模未満で、下表の規模の工事を行う場合には、法第27条第1項の規定に基づき、当該工事に着手する日の30日前までに長崎県知事への届出が必要となります。（「1-3 許可を要する工事」に記載する規模の工事は許可申請が必要です。）

【届出を要する工事】（※1）〔法第27条、政令第5条・27条、省令第8条〕

区 域	行 為	規 模（※2）
特定盛土等規制区域	宅地造成、特定盛土等	①盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行う場合、当該盛土及び切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるときの当該盛土及び切土 ④上記の①、③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの（崖を生じないもの） ⑤上記の①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が500m ² を超えるもの（盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cm（※3）を超えるものに限る）
	土石の堆積	①高さが2mを超える土石の堆積（当該土石の堆積を行う土地の面積が300m ² を超えるものに限る） ②上記の①に該当しない土石の堆積で、当該土石の堆積を行う土地の面積が500m ² を超えるもの（土地の地盤面の標高と土石の堆積の標高との差が50cm（※3）を超えるものに限る）

※1：本届出は、特定盛土等規制区域が指定された後に工事を着手する場合に必要です。

：特定盛土等について、都市計画法第29条1項又は2項の許可申請をしたときは、当該工事については、本届出をしたものとみなせます。〔法第27条第5項〕

※2：「1-3 許可を要する工事」に記載の規模の工事は、届出ではなく許可申請が必要です。

※3：省令第8条9号、10号口に規定する「災害の発生のおそれがないと認められる工事」を示し、**標高の差の50cm**は県の細則で別途定めた数値です。（「図1-3-2 標高の差50cm以下の盛土等の考え方」、「図1-3-3 標高の差50cm以下の土石の堆積の考え方」、「1-6 許可及び届出を要しない工事等」を参照）

【届出に必要な書類】〔省令第7条・第58条〕

NO.	書 類 の 名 称	様式	区 分		備 考
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1	特定盛土等に関する工事の届出書	省令第十九	要	—	
	土石の堆積に関する工事の届出書	省令第二十	—	要	
2	届出地及びその周辺の写真	—	要	要	〔省令第7条第1項第6号〕 〔省令第7条第2項第4号〕
3	【個人による届出】 ・住民票又は個人番号カードの写し	—	要	要	・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの 〔省令第7条第1項第7号〕 〔省令第7条第2項第5号〕
	【法人による届出】 ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票又は個人番号カードの写し	—	要	要	・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの 〔省令第7条第1項第8号〕 〔省令第7条第2項第6号〕
4	その他、添付を要する図面	〔省令第7条第1項第1号・第2項第1号〕次に示す図面一式			

【届出に添付する図面】

〔省令第7条第1項第1号・第2項第1号〕

№	図面の名称	明示すべき事項		区 分		備 考
				宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	要	要	
2	地形図	・方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）	1/2,500 以上	要	要	・等高線は、2mの標高差を示すものとする
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	要	—	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
		・方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容、並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	—	要	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止する措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	要	—	・高低差の著しい箇所について作成すること
		・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	—	要	・申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように作成すること。
5	排水施設の平面図	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	要	—	・汚水、雨水を区別すること。 ・流量計算書及び流域図を添付すること。 ・土石の堆積については、「3土地の平面図」に記載すること。
6	崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	要	—	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
7	擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	要	要 〔堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置として設置する場合〕	・コンクリート擁壁の場合は、構造計算書を添付すること。

№	図面の名称	明示すべき事項		区 分		備 考
				宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
8	擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	
9	崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	
10	崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

8－3 標識の掲出 [法第49条、省令第87条]

「8－2」に掲げる工事の届出をした工事主は、当該届出に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げなければなりません。

【標識に記載する事項】 ※標識のサイズは「6－2 標識の掲出」に掲載したものと同様です。

記 載 事 項	様 式
① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 工事の届出年月日 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 現場管理者の氏名又は名称 ⑤ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 ⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦ 盛土又は切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ ⑧ 盛土又は切土をする土地の面積／土石の堆積を行う土地の面積 ⑨ 盛土又は切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量 ⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪ 届出を担当した都道府県の部局名称及び連絡先	・省令様式第二十三 (宅地造成、特定盛土等 の場合) ・省令様式第二十四 (土石の堆積の場合)

8－4 届出工事の着手届出 (細則第23条)

「8-2」に掲げる工事の届出をした工事主は、当該届出に係る工事に着手したときは、すみやかに長崎県知事へ届け出る必要があります。

【工事着手時に提出する書類】

NO.	書 類 の 名 称	様式	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	
1	宅地造成等に関する工事着手届	細則 第8号	要	要	(細則第23条)

8-5 届出工事の変更届出 [法第28条、省令第61条] (細則第30条)

法第27条の規定による届出をした工事の計画を変更(※)しようとするときは、当該変更箇所工事の工事に着手する**30日前**までに長崎県知事へ届け出る必要があります。

【変更届出に必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	
1	特定盛土等に関する工事の変更届出書	省令 第二十一	要	—	(省令第61条第1項)
	土石の堆積に関する工事の変更届出書	省令 第二十二	—	要	(省令第61条第2項)
2	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	—	要	要	当該変更に係る事項の新旧を対照したものとする事。(細則第30条)

※：省令で定める軽微な変更の場合は除かれますが、現在、省令での規定はありませんので、工事主等の変更も含めて適切な変更手続きをお願いします。

〔重要〕工事規模を許可対象規模（「1-3 許可を要する工事」参照）に変更される場合、許可対象規模になった段階で、許可申請が必要となります。

8-6 届出工事の中止・廃止・再開に関する届出 (細則第32条)

法第27条の規定による届出の事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、すみやかに長崎県知事へ届け出る必要があります。

※災害防止の観点から不安定な盛土等の状態での工事中断等は認められませんので、ご注意ください。

【提出が必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	
1	宅地造成等に関する工事の中止（再開・廃止）届出	細則 第23号	要	要	(細則第32条)

8-7 届出工事の完了届出 (細則第31条)

法第27条の規定による届出をした工事が完了したときは、すみやかに長崎県知事へ届け出る必要があります。

【提出が必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	
1	届出工事の完了届出	細則 第22号	要	要	(細則第31条)
2	工事の完了の概要が分かる写真		要	要	

8－8 提出部数

「8－2」及び「8－4」から「8－7」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。（副本は返却用です）

【提出部数】

区 分	提出部数
正 本	1 部
副 本	1 部
合 計	2 部

8－9 公表及び市町への通知

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、以下の届出を受理したときは、次の事項について公表するとともに、関係市町長に通知します。

〔法第27条第2項、第28条第3項〕

- ・届出：法第27条第1項
- ・変更届出：法第28条第1項

【公表・通知事項】〔省令第54条、60条〕

- ①工事主の氏名又は名称
- ②特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地
- ③特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の位置
- ④工事の届出年月日
- ⑤工事施行者の氏名又は名称
- ⑥工事の着手予定年月日及び完了予定年月日
- ⑦盛土若しくは切土の高さ、又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑧盛土若しくは切土、又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨盛土若しくは切土の土量、又は土石の堆積の最大堆積土量

第9章 その他届出を要する工事等

9-1 規制区域指定の際の工事、その他の届出事務手続きの流れ

規制区域における以下の届出の事務手続きの流れは、以下の表のとおりです。

〔法第21条第1項、第40条第1項〕

- ①規制区域指定の際に当該規制区域内において既に行われている宅地造成等に関する工事の届出（既着手工事の届出）（指定があった日から21日以内） → 9-2
- ②規制区域内で一定規模の擁壁若しくは崖面崩壊防止施設、排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する場合の届出（工事に着手する日の14日前まで） → 9-3
- ③公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者が行う届出（転用した日から14日以内） → 9-4

□規制区域指定の際に既に工事中、その他の工事届出事務手続きの流れ

	届出者（工事主）	県（長崎市・佐世保市）	備 考
①届出（規制区域指定の際に工事中）	工事着手（指定日前） 〔規制区域指定日：R7.5.23〕 ※ 〔区域指定日から21日以内〕 ※ 工事の届出提出【省令】 ※ 工事の中止(再開、廃止)届【細則】 ※ 変更届出提出【細則】 ※ 完了届出提出【細則】	届出受理 変更届出受理 完了届出書受領 (以後、既存盛土として把握)	公表・市町通知 ※ 法第21条第2項 ※ 法第40条第2項 ※ 細則第19条、32条 公表・市町通知 ※ 細則第17条、30条 ※ 細則第18条、31条
②擁壁等に関する工事届出	※ 工事の届出提出【省令】 〔工事着手日の14日前まで〕 工事着手 ※ 工事の中止(再開、廃止)届【細則】 ※ 変更届出提出【細則】 ※ 完了届出提出【細則】	届出受理 変更届出受理 完了届出書受理	※ 法第21条第3項 ※ 法第40条第3項 ※ 細則第19条、32条 ※ 細則第17条、30条 ※ 細則第18条、31条
③公共用地を宅地等へ転用の届出	宅地等へ転用 〔転用から14日以内〕 ※ 転用届出提出【省令】	届出受理	※ 法第21条第4項 ※ 法第40条第4項

9-2 規制区域指定の際に既に行われている工事に関する届出〔法第21条第1項、第40条第1項〕

規制区域の指定（5／23）の際、当該規制区域内において既に行われている（※1）宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する一定規模の工事（※2）（※3）は、その指定があった日から21日（6／13）以内に長崎県知事への届出（※4）が必要です。

（※1）：「既に行われている」とは、工事に伴う請負契約の締結又はそれに基づく労務者や資材調達等の手配の段階ではなく、実際に工事現場において設計図書と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更又は土石の堆積が行われている段階を言います。

（※2）：一定規模の工事とは、「1-5 その他届出を要する工事等（規制区域指定時の既着手工事）」の届出を要する工事に該当するものをいいます。

（※3）：旧宅地造成工事規制区域内において、区域指定前に都市計画法に基づく開発許可及び宅地造成等規制法の許可を受けたもの及び「1-6 許可及び届出を要しない工事等」に該当するものは除きます。

（※4）：省令様式の届出書に記載する下記事項については、**届出工事の最終的な計画の正確な数値**を記載してください。

【届出の種別】〔省令第52条、第82条〕

NO.	工事の内容	届出の名称	様式	備 考
1	宅地造成、特定盛土等	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	省令第十五	〔省令第52条第1項、第82条第1項〕
2	土石の堆積	土石の堆積に関する工事の届出書	省令第十六	〔省令第52条第3項、第82条第2項〕

【添付を要する図面等】〔政令第23条・第25条、省令第52条・第82条〕

工事規模が、以下の規模に該当する場合は、上記届出書に以下の図面等を添付してください。
（必要により、その他の書類及び図面の添付を求める場合があります。）

【宅地造成・特定盛土等の場合】（「7-2-1 中間検査」の対象規模） ①盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの ②切土で高さ5m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖を生ずるときの当該盛土及び切土（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000m ² 超（①～④を除く）	
【土石の堆積の場合】（「7-3 定期報告」の対象規模） ①堆積の高さ5m超かつ面積1,500m ² 超 ②堆積の面積3,000m ² （①を除く）	

NO.	図面の名称	明示すべき事項	区 分		備 考
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1	位置図	・縮尺、方位、道路及び目標となる地物	要	要	
2	地形図	・縮尺、方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）	要	要	・等高線は、2メートルの標高差を示すこと

NO.	図面の 名称	明示すべき事項	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	
3	土地の 平面図	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	要	—	・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。
		・縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	—	要	
4	写真その他の資料 (工事範囲を赤枠で囲むこと)		要	要	盛土及び切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにするもの

9－3 擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出〔法第21条3項、第40条3項〕

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事（注1）を行う場合、当該工事に着手する日の14日前までに、長崎県知事への届出が必要となります。

注1：法第12条第1項又は第30条第1項に基づく許可（第5章参照）及び法第16条第1項又は第35条第1項に基づく変更許可（第6章参照）を受けたもの、法16条第2項、第27条第1項、第28条第1項若しくは第35条第2項に基づく届出（第8章参照）をしたものは除きます。

【届出に必要な書類】

NO.	書 類 の 名 称	様式	備 考
1	擁壁等に関する工事の届出書	省令 第十七	〔省令第55条、第85条〕

9－4 公共施設用地の転用に関する届出〔法第21条第4項、第40条第4項〕

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（注1）は、その転用した日から14日以内に、長崎県知事へ届け出なければならない。

注1：法第12条第1項及び第30条第1項に基づく許可（第5章参照）を受けたもの、同第27条第1項に基づく届出（第8章参照）をしたものは除きます。

【届出に必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	備考
1	公共施設用地の転用の届出書	省令第十八	〔省令第56条、第86条〕

9-5 届出工事の変更届 (細則第17条・第30条)

「9-2」及び「9-3」に掲げる届出を行った工事の計画を変更しようとするときは、当該変更後の工事に着手する14日前までに長崎県知事へ届け出る必要があります。

【変更届出に必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	区分			備考
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	擁壁等	
1	宅地造成等に関する工事の届出の変更届出	細則第20号	要	要	—	(細則第17条・第30条)
2	擁壁等に関する工事の届出の変更届出	細則第21号	—	—	要	
3	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	—	要	要	要	当該変更に係る事項の新旧を対照したものとする。 (細則第17条・第30条)

〔重要〕「9-2」の届出工事の工事規模を拡大して変更する場合、変更増加分が許可対象規模（「1-3 許可を要する工事」参照）以上となる場合は、変更届出ではなく、改めて許可申請が必要となります。（運用開始後の許可対象規模工事着手の扱い）

9-6 届出工事の中止・廃止・再開に関する届出 (細則第19条・第32条)

「9-2」及び「9-3」に掲げる工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、すみやかに長崎県知事へ届け出る必要があります。

【届出に必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	区分			備考
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	擁壁等	
1	宅地造成等に関する工事の中止（再開・廃止）届出	細則第23号	要	要	要	(細則第19条・第32条)

9-7 届出工事の完了に関する届出 (細則第18条・第31条)

「9-2」及び「9-3」に掲げる工事が完了したときは、すみやかに長崎県知事へ届け出る必要があります。

【届出に必要な書類】

NO.	書 類 の 名 称	様式	区 分			備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	擁壁等	
1	届出工事の完了届出	細則 第22号	要	要	要	(細則第18条・第31条)
2	工事の完了の概要が分かる写真		要	要	要	

9-8 提出部数

「9-2」から「9-7」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。

(副本は返却用です)

【提出部数】

区 分	提出部数
正 本	1 部
副 本	1 部
合 計	2 部

9-9 公表及び市町への通知

「9-2」に掲げる工事について、以下の届出を受理したときは、次の事項について公表するとともに、関係市町長に通知します。〔法第21条第2項、第40条第2項〕

また、変更届出が提出された場合も、同様に公表と通知を行います。(細則第17条、第30条)

- ・既着手工事の届出：法第21条第1項、第40条第1項

【公表・通知事項】〔省令第54条、60条〕

- ①工事主の氏名又は名称
- ②宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地
- ③宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置
- ④工事の届出年月日
- ⑤工事施行者の氏名又は名称
- ⑥工事の着手予定年月日及び完了予定年月日
- ⑦盛土若しくは切土の高さ、又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑧盛土若しくは切土、又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨盛土若しくは切土の土量、又は土石の堆積の最大堆積土量

第10章 国又は県等が行う工事における協議（許可の特例）

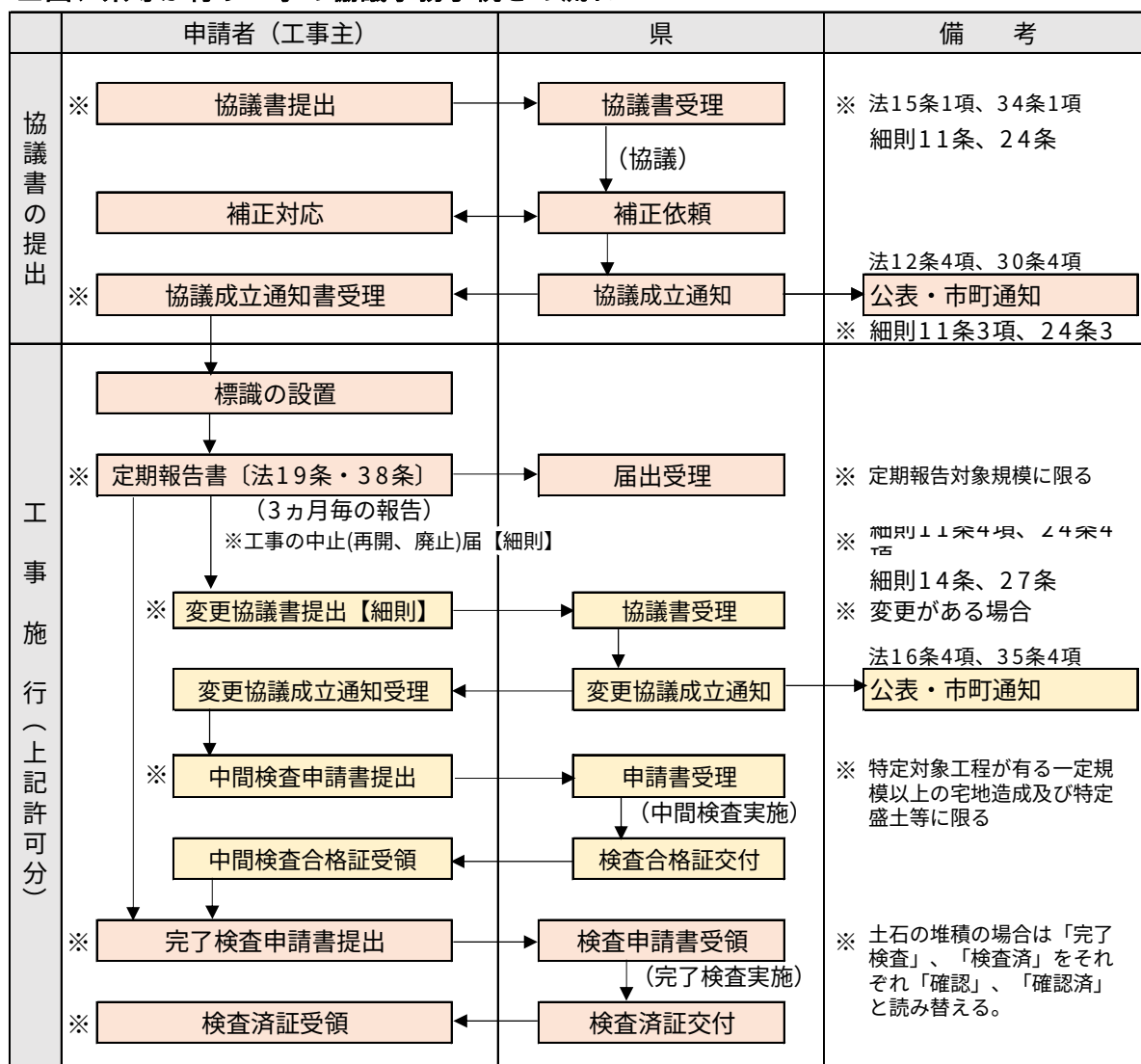
10-1 国又は県等が行う工事の協議事務の流れ

国又は都道府県等が各規制区域に行う宅地造成等に関する工事（「10-2」参照）に関して、工事着手前に県知事と行う協議の事務の流れは、以下の通りです。

協議が成立することをもって、許可があったものとみなします。（許可の特例）

〔法第15条1項、34条1項〕

□国、県等が行う工事の協議事務手続きの流れ



10-2 国又は県等が行う工事における協議

国又は都道府県等が各規制区域に行う宅地造成等に関する工事（※）については、工事着手前に宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書一式又は土石の堆積に関する工事の協議書一式を県（許可窓口）に提出して、県知事と協議を行う必要があります。この協議が成立したことをもって、法第12条第1項又は第30条第1項の許可があったものとみなします。（法第15条第1項、第34条第1項）

（※）協議対象となる宅地造成等に関する工事

- ・宅地造成等工事規制区域の場合
 - ：法第12条第1項の規定による許可が必要となる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（「1-3 許可を要する工事」参照）
- ・特定盛土等規制区域
 - ：法第30条第1項の規定による許可が必要となる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（「1-3 許可を要する工事」参照）

【要確認】

- ・「1-6 許可及び届出を要しない工事等」に記載の通り、「公共施設用地」内の工事、「災害の発生のおそれのないと認められない工事等」に該当する場合、**盛土規制法の規制対象外又は許可不要の扱いになりますので、ご注意ください。**

10-3 協議書に必要な書類等

宅地造成、特定盛土等に関する工事の協議書又は土石の堆積に関する工事の協議書に必要な書類及び図面は、下表のとおりです。

なお、必要により、その他の書類及び図面の添付を求める場合があります。

また、各種様式は下記の長崎県ホームページで公表しています。

省令・規則で定める様式は、下記の長崎県ホームページからダウンロードできます。

○長崎県土木部盛土対策室HP→[盛土規制法の手続き](#)→[盛土規制法に関する様式集](#)
[盛土規制法に関する様式集](#) | [長崎県](#)

【協議書に必要な書類等】（細則第11条、8条）

№	書類の名称	内 容 等【様式】	区 分		備 考
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書	・協議者、工事の概要等を記載【細則9号】	要	—	（細則第11条1項）
	土石の堆積に関する工事の協議書	・協議者、工事の概要等を記載【細則10号】	—	要	（細則第11条2項）

№	書類の名称	内 容 等【様式】	区 分		備 考
			宅地造成 特定盛土等	土石の堆積	
2	設計者の資格証明書	・ 設計者の資格に関する調書【細則第6号】	要 〔備考に該当する場合〕	要 〔備考に該当する場合〕	・ 高さが5mを超える擁壁の設置 ・ 盛土又は切土をする土地の面積が1,500m²を超える土地における排水施設の設置 〔省令第7条第1項第5号〕 〔※設計者の資格は、手引4-3を参照のこと〕
3		・ 卒業証明書			
4		・ 実務経験証明書			
5		・ 資格、免許等の写し			
6	構造計算書	・ 擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要【注1】 ・ 構造計画、応力算定及び断面算定	要 〔備考に該当する場合〕	要 〔備考に該当する場合〕	・ 鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合 〔省令第7条第1項第2号〕 ・ 崖面崩壊防止施設の場合 〔政令第14条、省令第31条〕
		・ 措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	—	要 〔備考に該当する場合〕	・ 土石の堆積を行う面〔鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る〕を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置する場合 〔省令第7条第2項第2号、第32条〕
			—	要 〔備考に該当する場合〕	・ 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合 〔省令第7条第2項第3号、第34条第1項第1号〕
7	地盤、崖面及び溪流等における盛土の安定計算書	・ 土質試験その他の調査 ・ 試験に基づく安定計算書 ・ 盛土の安定計算書	要 〔備考に該当する場合〕	—	・ 災害の生じるおそれが特に大きい土地において、高さ15mを超える盛土をする場合 〔省令第7条第1項第3号〕
			—	要 〔備考に該当する場合〕	・ 崖面を擁壁で覆わない場合 〔省令第7条第1項第4号〕 ・ 溪流等において盛土をする場合
8	大臣認定擁壁認定書	・ 計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類	要 〔備考に該当する場合〕	要 〔備考に該当する場合〕	・ 鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他練積み造以外の擁壁で国土交通大臣がこれらの擁壁と同等以上の効力があると認めるものを設置する場合〔政令第17条〕
9	申請地及びその周辺の写真		要	要	〔省令第7条第1項第6号、第7条第2項第4号〕
10	土地の権利者の同意書	・ 宅地造成等の施行同意書【細則第5号】 （宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事区域内の土地について、造成事業の施行の妨げとなる権利を有する者の同意書）	要	要	・ 妨げとなる権利とは、所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権等がある 〔省令第7条第1項第10号・第7条第2項第8号〕（細則第8条第4号・11条）
11	土地の公図の写し	・ 工事に関連する土地の境界（赤枠で囲むこと） ・ 工事に関連する土地の地番	要	要	・ 謄写者、謄写場所、謄写年月日を記入すること 〔省令第7条第1項第10号・第7条第2項第8号〕（細則第8条第4号・11条）
12	土地登記事項証明書	・ 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施行区域内の土地登記事項証明書	要	要	・ 申請時直前のものであること 〔省令第7条第1項第10号・第7条第2項第8号〕（細則第8条第4号・11条）

№	書類の名称	内 容 等【様式】	区 分		備 考
			宅地造成 特定盛土等	土石の堆 積	
13	住民への周知措置を 講じたことを証する 書類	(説明会開催の場合)【注2】 ・開催の周知範囲が分かる 位置図等 開催案内及び開催結果が分 かる資料(説明会に用い た資料等) (書面配布の場合) ・配布した書面 配布範囲が分かる位置図等 (掲示及びインターネットに よる場合) ・掲示場所が分かる位置図 等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し(URL含 む)	要	要	<住民周知の範囲> ・「5-2周辺住民への周知」の【周辺 住民の範囲の考え方】参照 (省令第6条、第7条第1項第11号、第 7条第2項第9号)
14	委任状	代理人が申請を行う場合、 当該代理人へ委任を行う 旨を記載した書類 【参考様式】	要 〔代理人 が申請す る場合〕	要 〔代理人 が申請す る場合〕	※他の手続きにおいても代理人が手続 きを行う場合は委任状を提出すること。

(注1) 崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象(盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水へ侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)」が分かる書類を添付してください。

(注2) ある一定の土地における、**高さが15mを超える盛土**では、**説明会の開催**が必須となります。
「5-2 周辺住民への周知」を参照下さい。

【協議書に添付する図面】〔省令第7条第1項第1号・第2項第1号〕(細則第11条・24条)

№	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	区 分		備 考
				宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	要	要	
2	地形図	・方位及び土地の境界線(赤 枠で囲むこと)	1/2,500 以上	要	要	・等高線は、2mの標高差を示 すものとする
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並び に盛土又は切土をする土地 の部分、崖、擁壁、崖面崩 壊防止施設、排水施設及び 地滑り抑止ぐい又はグラウ ンドアンカーその他の土留 の位置	1/2,500 以上	要	—	・断面図を作成した箇所に断面 図と照合できるように記号を付 すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う 必要がない場合は、その旨を付 すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び 排水施設については、申請書と 照合できるように番号を付する こと。
		・方位及び土地の境界線並び に勾配が1/10を超える土地 における堆積した土石の崩壊 を防止するための措置を講ず る位置及び当該措置の内容、 空地の位置、柵その他これに 類するものを設置する位置、 雨水その他の地表水を有効に 排除する措置を講ずる位置及 び当該措置の内容、並びに堆 積した土石の崩壊に伴う土砂 の流出を防止する措置を講ず る位置及び当該措置の内容	1/500 以上	—	要	・断面図を作成した箇所に断面図 と照合できるように記号を付す ること。 ・空地、雨水その他の地表水によ る堆積した土石の崩壊を防止す る措置及び堆積した土石の崩壊 に伴う土砂の流出を防止する措 置については、申請書と照合で きるように番号を付すること。

№	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	区 分		備考
				宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
4	土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	要	—	・高低差の著しい箇所について作成すること
		・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	—	要	・申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように作成すること。
5	排水施設の平面図	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	要	—	・汚水、雨水を区別すること。 ・流量計算書及び流域図を添付すること。 ・土石の堆積については、「3 土地の平面図」に記載すること。
6	崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	要	—	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
7	擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	要	要 〔堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置として設置する場合〕	・コンクリート擁壁の場合は、構造計算書を添付すること。
8	擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	
9	崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	
10	崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
11	排水施設構造図	・構造詳細図	1/50 以上	要	要	・土石の堆積の場合は、「3 土地の平面図」に記載した排水措置に関して作成すること。
12	求積平面図図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	1/500 以上	要	要	（細則第9条第1号）

10-4 協議工事の変更協議

法第15条第1項又は第34条第1項の規定による協議が成立した者で、法第16条第3項又は法第35条第3項で準用する変更の協議を行おうとする者は、長崎県知事との変更の協議が必要となります。（細則第14条、第27条）

【提出が必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書	細則 第 13	要	—	(細則第 14 条、第 27 条)
2	土石の堆積に関する工事の変更協議書	細則 第 14	—	要	(細則第 14 条、第 27 条)
3	工事の計画の変更に係る事項の新旧を対照した図書	—	要	要	(細則第 14 条、第 27 条)

10-5 協議書の提出部数

「10-3」、「10-4」に係る各提出書類の提出部数は以下の通りです。

【協議書の提出部数】

区分	提出部数	備考
正 本	1 部	・ 証明書等の原本は、正本に 閉じこむこと
副 本	1 部	
合 計	2 部	

10-6 協議工事の中間検査 [法第18条、37条]

協議が成立した工事において、協議を受けた者は、盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事を行った段階（特定工程）で中間検査申請を行い、当該工程に関する中間検査を受ける必要があります。

中間検査は、盛土等の工事で施工後では確認することのできない箇所について行うものであり、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、当該検査後の工程に係る工事（当該排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事）は、できません。

【中間検査を要する工事の対象規模等】 [政令第23条、24条、32条]

行 為	中間検査を要する規模	対象工程	申請時期
宅地造成又は 特定盛土等	①盛土で高さ 2m 超の崖を生ずるもの ②切土で高さ 5m 超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖を生ずるときの当該盛土及び 切土（①、②を除く） ④盛土で高さ 5m 超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積 3,000m ² 超 （①～④を除く）	盛土前又は切土後の地盤 面に排水施設を設置する 工事の工程	排水施設設置工 事完了から 4 日 以内（注） 〔省令第 45 条、 75 条〕

注：期限が休日にあたる場合には、その翌日に繰り延べます。（地方自治法 4 条の 2 4 項）

【中間検査に係る提出書類】 〔省令第46条、76条〕

NO.	書類の名称	様式	内 容	備 考
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	省令第十三		
2	平面図	—	・検査対象工程に係る工事の内容を明示したもの (開発許可によるみなし許可分については、排水施設の内容も明示したもの)	
3	検査対象の写真		細則で定める？（広島県あり？）	

10-7 協議工事の中止・廃止・再開に関する届出

法第15条第1項又は第34条第1項の規定による協議が成立した工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、すみやかに長崎県知事へ届け出る必要があります。（細則第12条4項、20条、25条4項、33条）

【提出が必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	区 分		備 考
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成等に関する工事の中止（再開・廃止）届出	細則第23号	要	要	（細則第11条4項、19条、24条4項、32条）

10-8 協議工事の完了検査・確認申請 〔法第17条、36条〕

法第15条第1項又は第34条第1項の規定による協議が成立した工事が完了したときは、当該工事が協議の内容に適合していることを判定するため、宅地造成又は特定盛土等に関する工事については完了検査を行い、土石の堆積に関する工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）については確認申請に基づく堆積されていた全ての土石を除却が行われたどうかの確認を行います。

【完了検査・確認申請に係る提出書類】

NO.	書類の名称	様式	内 容	申請時期
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	省令第九	宅地造成又は特定盛土等の場合	工事完了日から4日以内 (初日不算入)
	土石の堆積に関する工事の確認申請書	省令第十一	土石の堆積の場合	
2	工事の完了の概要が分かる写真	—	宅地造成、特定盛土等の場合 土石の堆積の場合	細則第15条、28条

第11章 都市計画法の開発許可に係る工事の取り扱い（許可の特例）

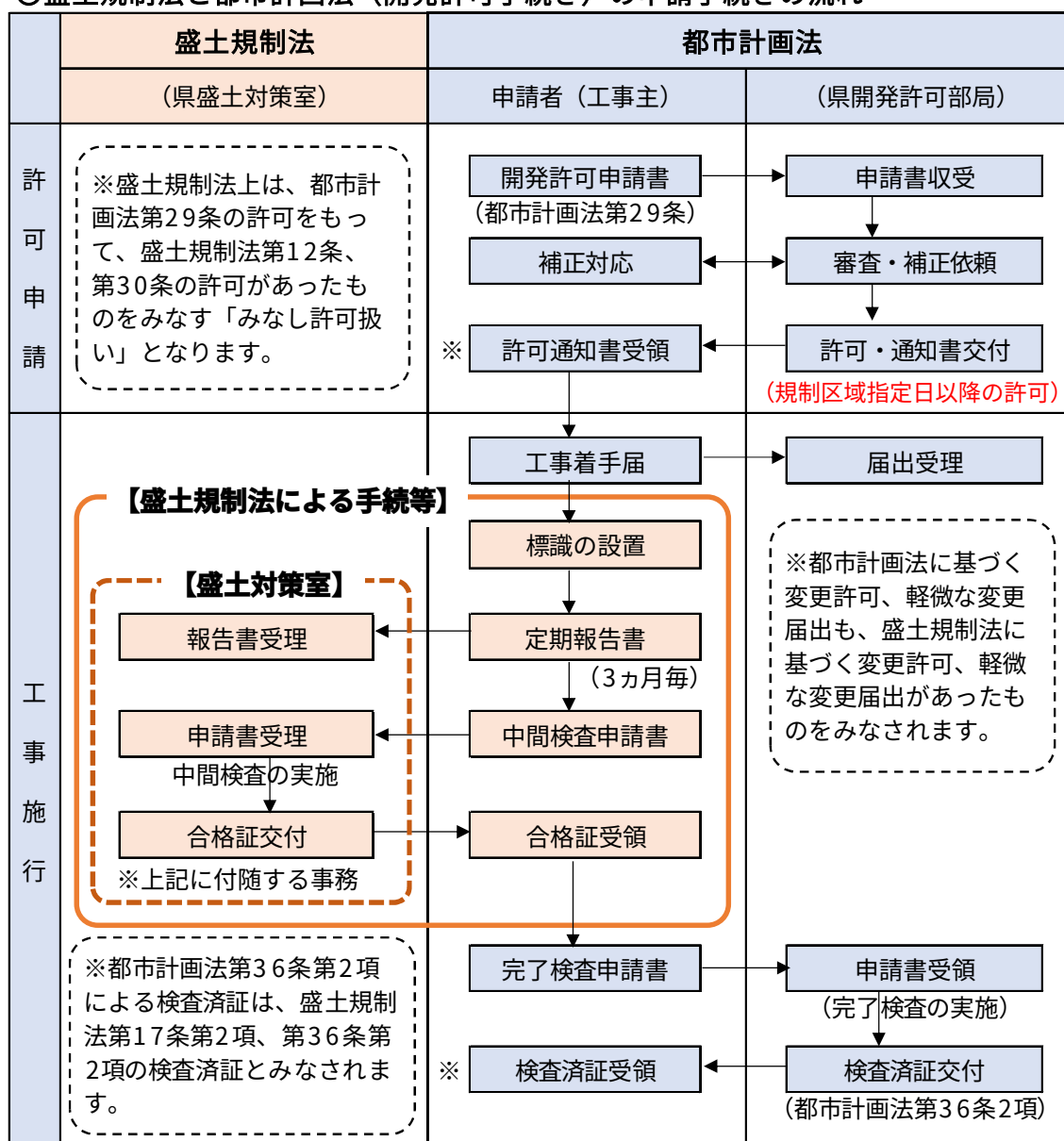
11-1 盛土規制法のみなし許可等扱い

規制区域の指定日以降に都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事（※）については、盛土規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。〔法第15条第2項、第34条第2項〕

また、こののみなし許可扱いの工事に係る都市計画法第36条第2項の規定により交付された検査済証は、盛土規制法第17条第3項又は第36条第3項の規定による検査済証とみなされます。

（※）「盛土規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可が必要な工事」に限る

○盛土規制法と都市計画法（開発許可手続き）の申請手続きの流れ



11-2 盛土規制法の規定の適用

規制区域の指定日（令和7年5月23日）以降に都市計画法第29条第1項又は第2項の開発許可を受けた工事（※1）は、盛土規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可があったもの（※2）とみなされる（みなし許可扱いとなる）こととなることから、盛土規制法に基づく許可申請手続きは必要ありません。

【重要】 みなし許可扱いでも盛土規制法の規定が適用されることには変わりありませんので、開発許可許可後の手続き等としては、都市計画法の規定と併せ、盛土規制法の以下の規定も適用されます。

- ① 中間検査申請（※3）が必要になります。
（「第7章 検査（中間、完了）・定期報告」参照）
- ② 定期報告（※3）の提出が必要になります。
（「第7章 検査（中間、完了）・定期報告」参照）
- ③ 現場での標識掲出（※4）が必要になります。
（「6-2 標識の掲出」参照）
- ④ 完了後の保全義務等の対象になります。

（※1）・開発許可申請に係る工事が**盛土規制法の許可対象規模の工事**であり、**開発許可日が規制区域の指定日以降の工事**に限ります。

（県盛土対策室 HP に掲載している「盛土規制法運用開始前後の許可手続き等の取り扱いについて」をご参照下さい。）

・規制区域の指定日以降は、開発許可に係る審査において、盛土規制法の関係規定も審査されることになります。

（※2）・盛土規制法のみなし許可扱いは、**当初の開発許可申請（この時点で盛土規制法の許可規制規模に該当する工事）にのみ適用**されます。

【重要】

：当初の開発許可時点では盛土規制法の許可対象規模の工事でなく、その後に工事の変更により盛土規制法の許可対象規模に変更となった場合、開発行為の変更許可を受けたとしても、盛土規制法のみなし許可扱いにはなりません。よって、この場合は、改めて盛土規制法の許可申請を行う必要があります。なお、盛土規制法の許可がおりるまで、計画変更に係る工事には着手できません。（盛土規制法第15条2項、34条2項）

- ・盛土規制法のみなし許可扱いをした開発許可の工事については、都市計画法の規定による変更許可又は軽微な変更届も、**盛土規制法の変更許可又は軽微変更届出があったものとみな**せます。（盛土規制法第16条5項、35条5項）
- ・盛土規制法のみなし許可扱いをした開発許可の工事については、都市計画法の規定による完了届出及び検査済証も、**盛土規制法の完了検査申請又は検査済証があったものとみな**せます。（盛土規制法第17条3項、36条3項）

（※3）上記の①②の申請（提出）先は、開発許可部局ではなく、直接、盛土規制法所管部局（県盛土対策室）となります。

なお、諫早市内の開発許可で、みなし許可扱いとなる工事に係る①②の申請先は、県から権限移譲を行った諫早市となります。

(別記の「【参考】諫早市への権限移譲の事務について」を参照下さい。)

(※4) 標識への記載事項の「許可番号」「許可年月日」は開発許可に関する内容を記載してください。

【参考】諫早市への権限移譲の事務について

- ・県の条例により、諫早市内の都市計画法の開発許可の許認可権限は諫早市に権限移譲を行っています。盛土規制法の運用開始にあたり、開発許可による盛土規制法のみなし許可扱いとなる工事に係る盛土規制法の関連事務についても、改めて諫早市（担当課：開発支援課）に対し権限移譲を行っています。

このことにより、みなし許可扱いの上記の①②の手続きの申請は、諫早市開発支援課に提出をお願いします。

なお、①の中間検査については、県の場合と同様に、諫早市の手数料条例に基づき、申請手数料が必要となります。

※諫早市開発支援課 (TEL0957-22-1500)

【注意】他法令の手続きについて

※みなし許可扱いとはなりません！

○森林法の林地開発許可 → 規制規模の場合、別途、盛土規制法の許可も必要です。

○農地法の農地転用許可 → 規制規模の場合、別途、盛土規制法の許可も必要です。

第 12 章 宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明書

12-1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明書

省令第88条の規定に基づき、建築基準法第6条第1項他の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の認定を受けようとする者は、その計画について法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面（※）の交付を長崎県知事に求めることができます。

○盛土規制法に基づく許可（協議）を受けていることの証明

【許可等の証明書交付申請に必要な書類】

NO.	書 類 の 名 称	様式	区 分	備 考
			宅地造成、 特定盛土等	
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明申請書	細則 第 24 号	要	(細則第 33 条第 1 項)

○盛土規制法で規定する宅地造成及び特定盛土等に関する工事でないことの証明

【対象外工事の証明書交付申請に必要な書類】

NO.	書 類 の 名 称	様式	区 分	備 考
			宅地造成、 特定盛土等	
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証明申請書	細則 第 25 号	要	(細則第 33 条第 1 項)
2	位置図	—	要	(細則第 33 条第 2 項)
3	地形図	—	要	
4	土地の平面図	—	要	
5	土地の断面図	—	要	
6	その他の図書	—	要 知事が必要と認める場合	

○ 提出部数及び証明手数料

証明手数料は、証明書 1 部あたり 400 円です。（長崎県手数料条例）

【提出部数】

区 分	提出部数
正 本	1 部
副 本	1 部
合 計	2 部

第13章 省令・規則で定める様式、参考様式

13-1 省令・規則で定める様式

「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法施行規則）」で定める様式、「長崎県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」で知事が定める様式は以下のとおりです。

ードで入手が可能です。

省令・規則で定める様式は、下記の長崎県ホームページからダウンロードできます。

○長崎県土木部盛土対策室HP→[盛土規制法の手続き](#)→[盛土規制法に関する様式集](#)

[盛土規制法に関する様式集 | 長崎県](#)

○盛土規制法施行規則で定める様式

様式番号	様式名	法条文番号
様式第一	裁決申請書	法8条3項
様式第二	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	法12条1項、30条1項
様式第三	資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）	法12条2項
様式第四	土石の堆積に関する工事の許可申請書	法12条1項、30条1項
様式第五	資金計画書（土石の堆積に関する工事）	法12条2項
様式第六	許可証	法14条4項、33条4項
様式第七	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	法16条1項、35条1項
様式第八	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	法16条1項、35条1項
様式第九	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	法17条1項、36条1項
様式第十	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証	法17条2項、36条2項
様式第十一	土石の堆積に関する工事の確認申請書	法17条4項、36条4項
様式第十二	土石の堆積に関する工事の確認済証	法17条5項、36条5項
様式第十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	法18条1項、37条1項
様式第十四	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証	法18条2項、37条2項
様式第十五	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	法21条1項、40条1項
様式第十六	土石の堆積に関する工事の届出書	法21条1項、40条1項
様式第十七	擁壁等に関する工事の届出書	法21条3項、40条3項
様式第十八	公共施設用地の転用の届出書	法21条4項、40条4項
様式第十九	特定盛土等に関する工事の届出書	法27条1項
様式第二十	土石の堆積に関する工事の届出書	法27条1項
様式第二十一	特定盛土等に関する工事の変更届出書	法28条1項
様式第二十二	土石の堆積に関する工事の変更届出書	法28条1項
様式第二十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	法49条
様式第二十四	土石の堆積に関する工事の標識	法49条

○長崎県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則で定める様式

様式番号	様式名	根拠法令等
様式第1号	身分証明書	法5条第1項他
様式第2号	障害物の伐除又は土地の試掘等の許可証	法7条第2項
様式第3号	工事主の資力及び信用に関する申告書	法12条2項2号 法30条2項2号
様式第4号	工事施行者の能力に関する申告書	法12条2項3号 法30条第2項3号
様式第5号	宅地造成等の施行同意書	法12条2項4号 法30条2項4号
様式第6号	設計者の資格に関する調書	法13条2項 法31条2項
様式第7号	宅地造成等に関する工事の不許可通知書	法14条2項（16条3項準用含む） 法33条2項（35条3項準用含む）
様式第8号	宅地造成等に関する工事の工事着手届出	法12条1項 法30条1項
様式第9号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書	法15条1項 法34条1項
様式第10号	土石の堆積に関する工事の協議書	法15条1項 法34条1項
様式第11号	宅地造成等に関する工事の協議成立通知書	法15条1項（16条3項準用含む） 法34条1項（35条3項準用含む）
様式第12号	宅地造成等に関する工事の変更届出	法16条2項 法35条2項
様式第13号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書	法16条3項準用の法15条1項 法35条3項準用の法34条1項
様式第14号	土石の堆積に関する工事の変更協議書	法16条3項準用の法15条1項 法35条3項準用の法34条1項
様式第15号	宅地造成等に関する工事の一部完了検査（確認）申請書	細則15条3項 細則28条3項
様式第16号	宅地造成等に関する工事の一部完了検査（確認）済証	細則15条4項 細則28条4項
様式第17号	宅地造成等に関する工事の一部完了検査（確認）済	細則15条5項 細則28条5項
様式第18号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	法19条第1項 法38条第1項
様式第19号	土石の堆積に関する工事の定期報告書	法19条第1項 法38条第1項
様式第20号	宅地造成等に関する工事の届出の変更届出	法21条第1項 法40条第1項
様式第21号	擁壁等に関する工事の届出の変更届出	法21条第3項 法40条第3項
様式第22号	届出工事の完了届	法21条第1項・3項 法27条第1項 法40条第1項・3項
様式第23号	宅地造成等に関する工事の中止(再開、廃止)届出	細則19条 細則32条
様式第24号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明申請書	省令88条
様式第25号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証明申請書	省令88条

13－2 参考様式

許可申請に必要な書類で、参考様式として示します。

省令・規則で定める様式は、下記の長崎県ホームページからダウンロードできます。

○長崎県土木部盛土対策室HP→[盛土規制法の手続き](#)→[盛土規制法に関する様式集](#)
[盛土規制法に関する様式集 | 長崎県](#)

- ・事前相談書：許可・届出の手続きのための事前相談書
- ・誓約書：破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約
：暴力団員との関係を有しないことの誓約
- ・委任状：代理人が申請を行う場合、当該代理人へ委任を行う旨を記載した書類

第14章 その他（土地の保全等）

14-1 土地の保全等〔法第22条、第23条、第41条、第42条〕

法第22条及び第41条の規定は、土地の形質変更に関する工事を行った土地の保全に関する内容です。盛土等に伴う災害を防止するため、規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければなりません。

また、必要な措置が取られていない場合には、許可権者が土地所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、必要な措置の勧告又は改善命令を行うことがあります。

目的	対象場所	日常的な維持管理の内容	実施 頻度	点検実施の タイミング	
				大地震 震後	豪雨 前後
災害発生 の兆候の 把握	盛土上面、盛土（切土）のり面、擁壁	・盛土上面や盛土（切土）のり面、擁壁の亀裂、陥没、隆起、傾倒、ズレ、ハラミ、凹凸等の発現、進展を確認 ・のり面地山からの湧水		○	○
	排水施設（地表水、地下水）	・盛土下の暗渠排水施設からの地下水、のり面・擁壁の排水管からの排水について、有無や量の変化を確認 ・暗渠呑口や排出口が目詰まりしていないか			○
	その他	・ボーリング孔に自記水位計や手計式水位計を設置し、盛土内の地下水位の変化（水位上昇の有無）を確認※1			○ ※2
災害防止 措置の機能 維持	抑止工（地山補強土工、グラウンドアンカー工、抑止杭工）	・グラウンドアンカー工や地山補強土工頭部が飛び出し、落下等していないか確認 ・抑止杭工の周辺地盤や構造物に変状が見られるか確認 ・アンカー工に変状がある場合リフトオフ試験を、杭工、矢板工に変状がある場合変位観測を実施※1	年2回 程度	○	
	のり面保護工（モルタル吹付工、コンクリート砕工等）、擁壁工	・擁壁やのり面工にひび割れや剥離等の劣化等が見られるか確認 ・コンクリートの劣化、剥離、破損や鉄筋の腐食が確認された場合は、必要に応じて補修		○	
	崖面崩壊防止施設（大型かご砕工）、かご工（ふとんかご工）	・大型かご砕工、ふとんかご工の変形や破損の有無を確認※3 ・鋼材や金網の腐食が進んだ場合は、部材の取り換えを検討		○	○
	植生工	・盛土のり面における裸地化、土砂流出の有無を確認 ・健全な植生の生育によるのり面の侵食防止等の観点から、豪雨時において植生の喪失や倒木の有無、日常において地表面の植生の過度な被圧や生育不良の有無を確認 ・立地条件や必要性に応じた補植や密度調整（伐採）の実施		○	○
	排水施設（地表水、地下水）	・盛土上面やのり面の排水施設で枯葉等による目詰まりが生じていないか確認し、必要に応じて枯葉除去、清掃を実施 ・暗渠上流呑口や下流吐口が枯葉等で閉塞していないか確認、除去作業の実施 ・地下水排除工（暗渠工）の目詰まり等を確認するため、管内カメラ調査を実施※1			○

※1 実施方法等は専門家に相談が必要。

※2 豊水期、渇水期を含む長期間の実施が望ましい。

※3 崖面崩壊防止施設が地盤の変形に追従して変形している場合のように、施設の機能が損なわれていない部分的な変形は、変状とは扱わない。

（参考：盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省・農林水産省・林野庁、令和5年5月）